

令和2年度 湧別町保健医療福祉協議会

第1回 障がい者部会

日時 令和3年1月18日(月) 午前10時～

場所 保健福祉センター 会議室

<会議次第>

1. 開 会

2. 部会長・副部会長の選出

部 会 長

副部会長

3. 部会長あいさつ

4. 協議事項

- (1) 第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、
第1期湧別町障がい児福祉計画の点検について

- | | |
|--|------|
| ① 第5期(H30～R2)湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、
第1期(H30～R2)湧別町障がい児福祉計画書 | 資料 1 |
| ② 第5期湧別町障がい福祉計画、第1期湧別町障がい児福祉計画
の実績(見込み) | 資料 2 |

- (2) 第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、
第2期湧別町障がい児福祉計画の策定について(諮問事項)

- | | |
|---|------|
| ③ 第2期(H25～R4)北海道障がい者基本計画について | 資料 3 |
| ④ 第2期(H29～R3)湧別町総合計画(抜粋)について | 資料 4 |
| ⑤ 第6期(R3～5)北海道障がい福祉計画について | 資料 5 |
| ⑥ 第6期(R3～5)湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、
第2期(R3～5)湧別町障がい児福祉計画(素案) | 資料 6 |

5. 今後のスケジュール(案)

- | | |
|-------|--|
| 1月18日 | 第1回部会：前回計画の点検、今回計画素案の説明・検討 |
| 1月下旬 | 第2回部会：計画修正案の検討 |
| 2月上旬 | パブリックコメントの実施〔状況により部会開催〕
今回計画部会案の決定 |
| 3月中旬 | 第2回保健医療福祉協議会(全体会)：答申案の決定 |
| 3月下旬 | 第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第2期
湧別町障がい児福祉計画の公表 |

6. その他

7. 閉 会

障がい者部会構成委員名簿

No.	所属団体等	職 名	氏 名	委員区分
1	湧別町社会福祉協議会	会 長	西 川 仁 史	一般委員
2	湧別町民生委員児童委員協議会	会 長	後 藤 哲 司	
3	湧別町健康づくり推進協議会	会 長	深 澤 一 博	
4	湧別福祉会	理 事 長	野 津 玲 子	
5	えんゆう農業協同組合	参 事	城 岡 克 利	
6	湧別町老人クラブ連合会	会 長	中 川 哲 夫	
7	公募町民		檜 山 淳 子	
8	湧別オホーツク園	施 設 長	篠 田 悟	
9	湧愛園	施 設 長	三 好 信 一	
10	湧別町社会福祉協議会	事務局長	石 川 克 己	

事務局 福祉課	課 長	大 塚 幸 夫
	福祉グループ主幹	前 野 和 憲
	福祉グループ主査	本 田 渉 子

第5期 湧別町
障がい者基本計画・障がい福祉計画
第1期 湧別町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

湧 別 町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の内容	2
4. 計画期間及び見直しの時期	2
5. 計画の目標及び体系	3

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口	5
2. 身体障がい者	6
3. 知的障がい者	6
4. 精神障がい者	7
5. 難病患者	7
6. 障がい支援区分の認定状況	8
7. 障がい支援区分認定別支給決定状況	8

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実	
(1) 生活支援	9
(2) 保健・医療	10
2. 自立と社会参加の促進	
(3) 教育・療育	11
(4) 就労支援	12
(5) 社会参加	12
3. バリアフリー社会の実現	
(6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	14
(7) 生活環境	15
(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	16

第4章 成果目標の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行	17
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3. 地域生活支援拠点等の整備	18
4. 福祉施設から一般就労への移行等	19
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	20

第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス	21
2. 日中活動系サービス	23
3. 居住系サービス	27
4. 相談支援	28
5. 障がい児支援事業	29
6. 地域生活支援事業	32

第6章 計画の推進体制等

1. 実施体制	37
2. 進行管理体制・評価方法	37

第7章 湧別町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針	38
2. 湧別町の障がい者一般施策事業	38

その他資料

1. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例	42
2. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則	43
3. 湧別町保健医療福祉協議会委員名簿	44
4. 障がい者部会構成委員名簿	45
5. 「第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第1期湧別町障がい児福祉計画（素案）」に対する意見応募実施結果	46
6. 諮問書	47
7. 答申書	48
8. 湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について	49

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景

我が国の障害保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきたところです。

平成18年度の障害者自立支援法の施行によって、身体・知的・精神の3障がいにかかる各種サービスの一元化が図られるなど、福祉サービスの提供体制が整備されました。さらに、平成25年4月から障害者総合支援法に変わり、従来の3障がいに加え、新たに難病の方が心身の状態に応じて新たに障害サービス等を利用できるようになりました。

このような状況のなか、本町ではこれまで「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」を定め、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策の推進を図ってきました。

本計画は、第4期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画の期間が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、本町における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定します。

また、従来「障がい福祉計画」に含まれていた障がい児支援については、平成28年6月に児童福祉法が改正され、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため「障がい児福祉計画」の策定が義務づけられたことを受け、「障がい福祉計画」と一体的なものとして策定します。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障がい児福祉計画」とを一体的に策定するもので、「第2期湧別町総合計画（平成29～33年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

3. 計画の内容

北海道の障がい福祉計画などと調和を保つとともに、障がい福祉サービスの充実、施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援体制の充実など、地域生活支援事業を引き続き推進します。

また、障がい児福祉計画については、北海道の障がい児福祉計画と調和を保つとともに、障がい児通所支援事業の充実や支援体制の整備など、障がい児支援策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、国の基本方針、北海道の計画の動向を見定めつつ、地域の実情も加味した内容としていきます。

4. 計画期間及び見直しの時期

本計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

年度	27	28	29	30	31	32
計画名						
湧別町障がい者基本計画	計画期間			計画期間		
湧別町障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画		
湧別町障がい児福祉計画	—			第1期計画		

5. 計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら、第2期湧別町総合計画に掲げる基本目標である「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の推進に向け、次に掲げる点に配慮して、本町における障がい者施策の一層の促進を図ります。

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

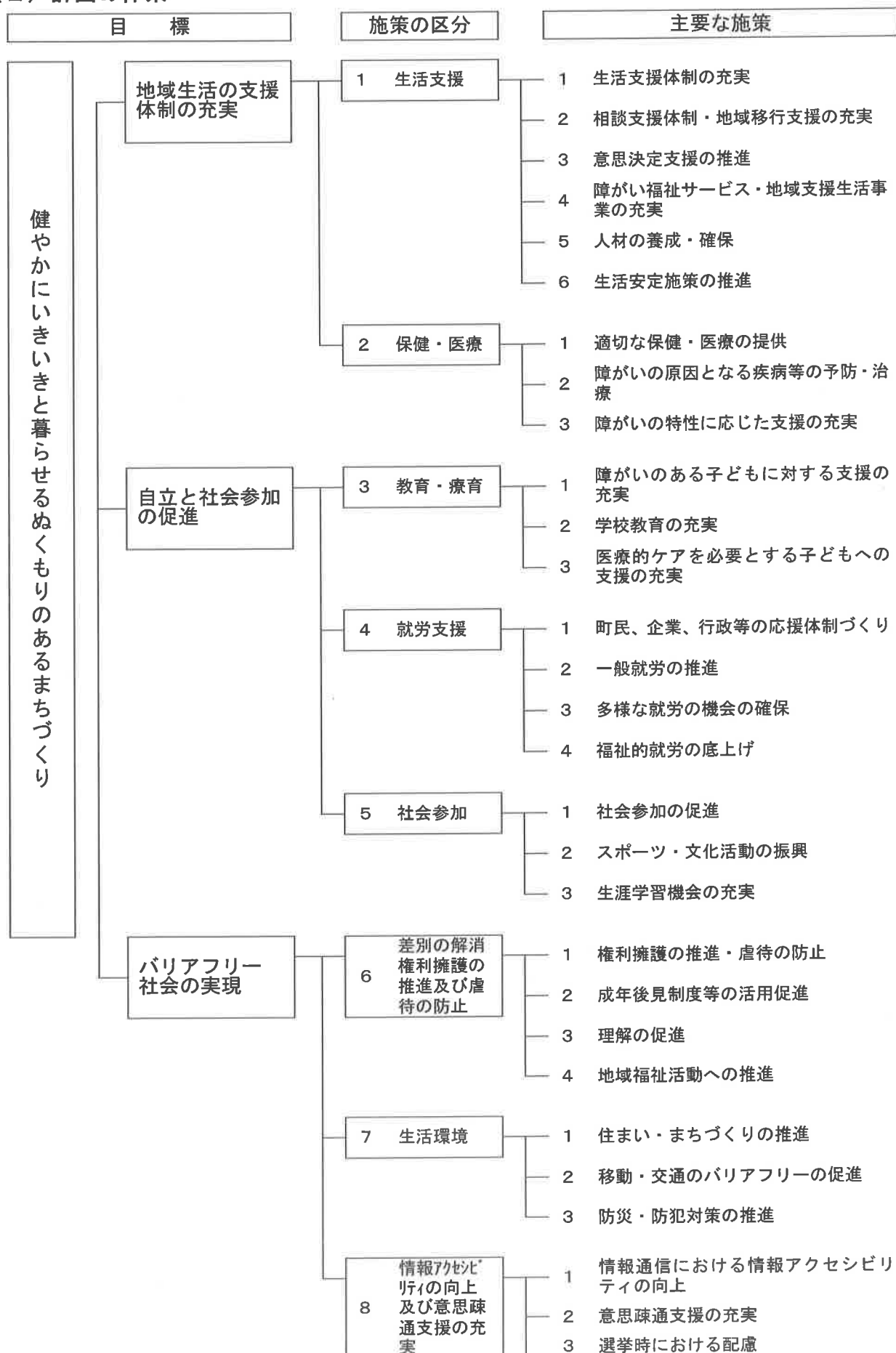
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、自治会などの住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がい者が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、本町の地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 総人口

湧別町の人口は、昭和40年代以降は社会情勢の変化に伴い減少傾向が続き、現在も緩やかに減少を続けている状況にあります。過去5年間の人口の推移を見ると平成24年度には9,873人だった人口が、平成28年度には9,104人となり約7.8%（769人）減少しています。

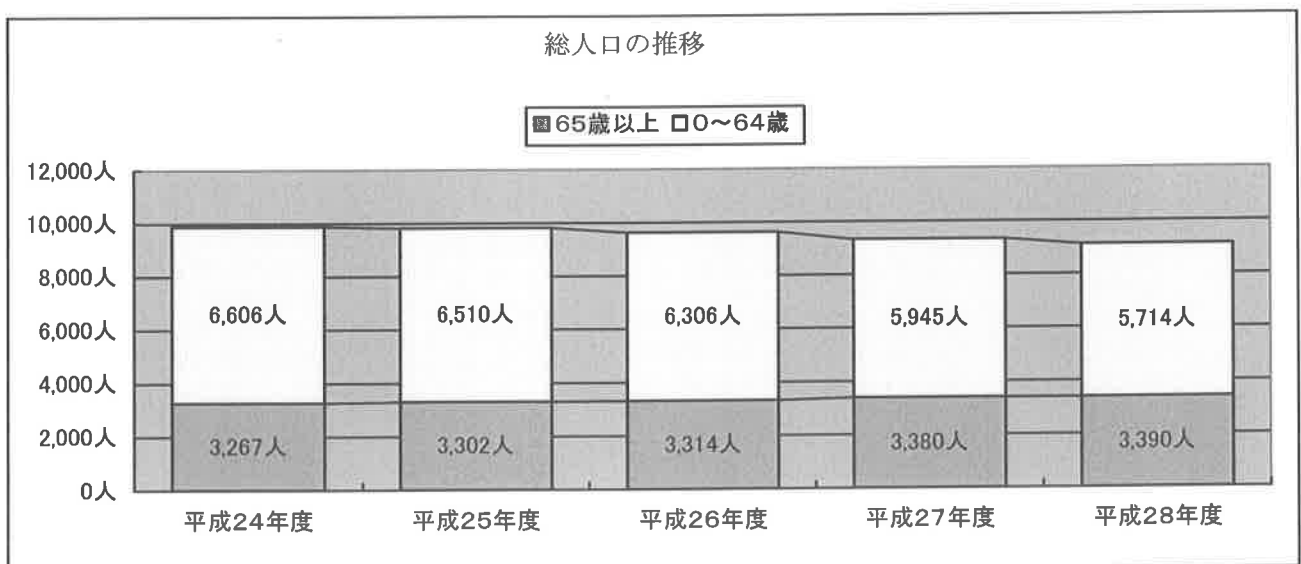
年代層別に見ると、平成24年度と平成28年度を比較して、65歳以上の人口は約3.8%増加しているのに対し、64歳以下の人口は約13.5%減少しており、本町においても高齢化が進行しています。

総人口の推移

年度	実数			構成比		
	総人口	0～64歳	65歳以上	総人口	0～64歳	65歳以上
平成24年度	9,873人	6,606人	3,267人	100%	66.9%	33.1%
平成25年度	9,812人	6,510人	3,302人	100%	66.3%	33.7%
平成26年度	9,620人	6,306人	3,314人	100%	65.6%	34.4%
平成27年度	9,325人	5,945人	3,380人	100%	63.8%	36.2%
平成28年度	9,104人	5,714人	3,390人	100%	62.8%	37.2%

※住民基本台帳による4月1日現在の人口

総人口の推移



2. 身体障がい者

本町の身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度末時点では576人で、総人口に占める割合は約6.3%となっています。障がい種別に見ると手帳所持者のうち6割程度が肢体不自由で、次いで内臓機能障害が2割程度を占めています。(総人口9,104人)

身体障害者手帳所持者数

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害		16人	16人		17人	17人		16人	16人
聴覚・平衡機能障害	1人	35人	36人	1人	35人	36人	1人	35人	36人
音声機能・言語機能等障害		3人	3人		3人	3人		2人	2人
肢体不自由	4人	422人	426人	3人	405人	408人	3人	386人	389人
内臓機能障害	2人	136人	138人	2人	129人	131人	2人	131人	133人
計	7人	612人	619人	6人	589人	595人	6人	570人	576人

各年度末現在値

3. 知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、平成28年度末時点で115人となっており、総人口に占める割合は約1.3%となっています。このうち18歳以上は全体の8割程度を占めており、近年の傾向では増加傾向にあります。

療育手帳所持者数

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
A判定	3人	41人	44人	3人	34人	37人	3人	34人	37人
B判定	19人	61人	80人	19人	57人	76人	21人	57人	78人
計	22人	102人	124人	22人	91人	113人	24人	91人	115人

各年度末現在値

4. 精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度末時点で57人となっており、総人口に占める割合は約0.6%となっています。所持者は全て18歳以上の者であり、等級別では手帳所持者の7割近くが2級となっています。近年の傾向では増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1級	0人	7人	7人	0人	7人	7人	0人	7人	7人
2級	0人	34人	34人	0人	35人	35人	0人	39人	39人
3級	0人	7人	7人	0人	9人	9人	0人	11人	11人
計	0人	48人	48人	0人	51人	51人	0人	57人	57人

各年度末現在値

5. 難病患者（特定疾患医療給付受給者）

難病患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる国や道が指定する特定疾患については医療費が助成されます。

本町の特定疾患医療給付受給者数は、平成28年度末時点で88人となっており、総人口に占める割合は0.97%となっています。近年の傾向では増加傾向にあります。

特定疾患医療給付受給者数

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	新規交付者	年度末受給者	新規交付者	年度末受給者	新規交付者	年度末受給者
受給者	5人	86人	11人	76人	8人	88人

資料：紋別保健所

各年度末現在値

6. 障がい支援区分の認定状況

(平成29年3月31日現在)

認定数	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	1	1	3	2		2	5	14
知的障がい	17		2	9	14	10	7	59
精神障がい	7	1	3	1	1			13
難病患者等	2							2
合計	27	2	8	12	15	12	12	88

7. 障がい支援区分認定別支給決定状況

(平成29年3月31日現在)

	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
居宅介護		1	2	2	2		1	8
重度訪問介護							1	1
同行援護								
行動援護					2	1	1	4
重度障害者等包括支援								
療養介護							1	1
生活介護			2	8	12	11	10	43
自立訓練(機能)								
自立訓練(生活)								
自立訓練(宿泊)	2							2
就労移行								
就労継続支援A	9	1	1		1			12
就労継続支援B	5		2	2	2	1	1	13
短期入所	1			3	4		2	10
共同生活援助 GH	13	1	6	4	8	3	1	36
共同生活介護 CH								
施設入所支援				4	3	9	8	24
計画相談支援	25	2	5	11	15	12	11	81
地域移行支援	1							1
地域定着支援								
児童発達支援	20							20
医療型児童発達支援								
放課後等デイサービス	19							19
保育所等訪問支援								
障がい児相談支援	46							46

※複数サービスの利用があるため、障がい区分認定状況の合計と一致しない。

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実

(1) 生活支援

【施策の方向】

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

【主要な施策】

① 生活支援体制の充実

- ・障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備

② 相談支援体制・地域移行支援の充実

- ・相談支援の窓口が、障がいのある人にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応が出来る機能の充実
- ・身近な地域の相談体制の充実、ケアマネジメント機能（介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること）の整備
- ・有資格者（相談支援専門員、社会福祉士等）による相談体制の充実
- ・障害者相談員、民生委員・児童委員への情報提供と相談体制機能の充実
- ・法テラス（国が設立させた公的な法人で、無料の法律相談を行っている）等の活用促進

③ 意思決定支援の推進

- ・成年後見制度の周知、活用促進
- ・本人の意向を尊重した地域生活への移行の促進

④ 障がい福祉サービス・地域支援生活事業の充実

- ・ホームヘルプサービス（居宅介護事業）など、在宅サービスの充実

- ・グループホーム（生活支援機能を有する共同生活）など住まいの場の確保
 - ・ガイドヘルプ（移動介護従事者）などの外出や移動の支援
 - ・各種在宅サービスの提供など、在宅支援の拠点となる施設機能の充実
- ⑤ 人材の養成・確保
- ・福祉関係職員の知識・技術の向上と地域で新たに求められている機能の確保
 - ・保健・医療関係職種の養成確保や研修体制の充実
- ⑥ 生活安定施策の推進
- ・障がいのある人の日常生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、就業面及び生活面における一体的な支援体制の推進

（２）保健・医療

【施策の方向】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

【主要な施策】

- ① 適切な保健・医療の提供
- ・保健師や栄養士などの人材確保の推進
 - ・特定健康診査や各種がん検診等の集団検診の充実
 - ・保健所や医療機関、福祉部門などの関連分野等との連携
 - ・障がいのある人の歯科保健医療体制の推進
 - ・自立支援医療制度（精神通院医療・更正医療・育成医療）や医療給付制度の利用促進
- ② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- ・生活習慣病の予防など、中高年期の予防対策の充実
- ③ 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実
- ・保健所や医療機関、障がい部門などの関連分野と保護者の会（手をつなぐあゆみ会）等との連携

2. 自立と社会参加の促進

(3) 教育・療育

【施策の方向】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

【主要な施策】

- ① 障がいのある子どもに対する支援の充実
 - ・ 障がい者総合相談支援センターや療育・教育関係機関との連携による療育相談・指導など支援の充実
 - ・ 重度・重複障がいがある生徒の高等学校進学のための確保
 - ・ 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流教育活動の充実
 - ・ 発達障がいの早期発見に向けて、乳幼児健診や育児相談の充実
 - ・ 発達障がいの児童・生徒に対する教育支援について、国、道との連携
- ② 学校教育の充実
 - ・ 保健・医療・福祉関係機関等と連携した教育相談の推進など、幼児教育・義務教育の充実
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
 - ・ 地域の療育関係機関の機能分担の明確化と連携の強化による多様な療育の確保と推進体制の整備
 - ・ 日常的な療育訓練を担うこども通園センター、専門性の高い療育ニーズに対応する専門支援機関、全道域をカバーする中核的施設の連携による地域の療育を支えるネットワークの充実
 - ・ 学校、児童相談所、ハローワーク等の連携した進路指導の充実
 - ・ 障がいの特性に配慮した教育及び相談・指導体制の充実等

（４）就労支援

【施策の方向】

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現をめざし、働く障がい者を社会全体で応援する取り組みを促進するとともに、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃水準の向上や職場定着を促進します。

【主要な施策】

- ① 町民、企業、行政等の応援体制づくり
 - ・ 障がいのある人の雇用への理解の促進
 - ・ 起業に関する専門家による指導助言など、起業への支援の実施等
 - ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成と派遣要請による助言・援助の実施
- ② 一般就労の推進
 - ・ ハローワーク、オホーツク障がい者就業・生活支援センター、北見地方障がい者職親会、労働関係機関と連携した雇用の促進
 - ・ 関係機関が連携した職業面及び生活面の一体化かつ総合的支援の実施
- ③ 多様な就労の機会の確保
 - ・ 適正に応じた職種についての知識、技能の習得による職業的自立の促進
 - ・ 企業、経済団体、福祉団体との連携・協力による就労機会の確保
- ④ 福祉的就労の底上げ
 - ・ 社会復帰施設等での就労の場の確保
 - ・ 社会復帰施設等で作られた製品の販売促進
 - ・ 民間企業との連携・協働による販路拡大

（５）社会参加

【施策の方向】

障がいのある人自らの選択と決定により、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域をめざすとともに、スポーツ・文化、生涯学習など社会参加活動の振興を図ります。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

【主要な施策】

① 社会参加の促進

- ・ 社会参加活動に関する相談や情報の提供
- ・ 中途視覚障がい者等に対する社会参加のための各種訓練への支援
- ・ 健康、防災など社会生活に必要な知識習得のための支援

② スポーツ・文化活動の振興

- ・ 障がい者スポーツ大会開催に対する支援
- ・ 障がい特性に応じた多様なスポーツ・レクリエーション振興のためのスタッフや審判員の確保

③ 生涯学習機会の充実

- ・ 芸術・文化活動への支援
- ・ 学校卒業後の学習機会の充実等

3. バリアフリー社会の実現

(6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【施策の方向】

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

【主要な施策】

① 権利擁護の推進・虐待の防止

- ・北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の趣旨に沿った障がい福祉の普及・啓発
- ・障がいのある人が、消費者の権利を確保するとともに、わかりやすい情報の伝達が出来るとような環境を整える。
- ・裁判や捜査のとき、障がいのある人が自分の権利をしっかりと伝えるようにするための意思疎通手段の確保
- ・触法障がい者の退所時における事前準備や受入れ先の調整
- ・虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応と援助
- ・関係団体や関係機関と連携・協力し、虐待防止等のための効果的な体制づくりの推進

② 成年後見制度等の活用促進

- ・身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申し立てができない障がい者について、成年後見制度の活用促進

③ 理解の促進

- ・「広報ゆうべつ」「かわらばん」「湧別町ホームページ」などを活用した広報啓発活動の推進
- ・「チューリップフェア」「産業まつり」などの各種行事での障がいのある人が作成した作品を自ら展示・販売する活動を通して、町民と障がい者施設利用者との相互理解を図る交流機会の拡大

④ 地域福祉活動の推進

- ・ボランティア活動への体験活動機会の拡大
- ・ボランティアの育成や地域リーダーの養成など、地域福祉活動の推進
- ・福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の適切な解決

(7) 生活環境

【施策の方向】

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安心なバリアフリー環境の整備と防災・防犯対策を推進します。

【主要な施策】

① 住まい・まちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインを標準化した公営住宅の整備促進、日常生活用具の利用促進、グループホームや福祉ホームの整備促進など、住まい・まちづくりの推進
- ・誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりの推進

② 移動・交通のバリアフリーの促進

- ・低床バスの導入促進など、公共交通機関等の整備促進
- ・音響式信号機の設置など、歩行空間のバリアフリー化
- ・歩道の段差解消、勾配の緩和、点字ブロックなど歩道環境整備促進

③ 防災・防犯対策の推進

- ・障がいのある人に配慮した避難所の設置など、防災体制の整備
- ・障がいのため判断能力の不十分な人などに対する、防犯対策の推進等

（８）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【施策の方向】

I C T（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

【主要な施策】

- ① 情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - ・ I C Tの発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化の促進
- ② 意思疎通支援の充実
 - ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等、視覚障がいのある人への支援
 - ・ 手話通訳者、要約筆記者の養成等、聴覚障がいのある人への支援
 - ・ A L S 患者（筋萎縮性側索硬化症）など、重度の言語機能障がいのある人への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進
- ③ 選挙等における配慮
 - ・ 選挙情報の提供、投票所のバリアフリー、投票方法、政策決定過程への参画の機会等の配慮

第4章 成果目標の設定

第5期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる平成32年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実態を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する障がい者数の移行目標を設定しています。

国の基本指針では、平成28年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とするとされています。

本町においては、3人（施設入所者数の12.5%）の地域生活への移行と平成32年度末で施設入所者数1人（4.2%）の減少を目標とします。

項目		数値	説明
平成28年度末時点の施設入所者数（A）		24人	平成29年3月31日時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者数（B）	3人	（A）の施設入所者数の12.5%で設定
新たな施設入所支援利用等（C）		2人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成32年度末の施設入所者数（D）		23人	平成32年度末の施設入所人員見込（A－B＋C）
目標値	減少見込数（E）	1人	差引減少見込数（A－D） （A）の施設入所者数の4.2%で設定

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

【目標】平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成32年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを基本目標としています。

本町においては、障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、居住支援の拠点の設置について、北海道が示す保健医療福祉圏である遠紋地域の市町村との連携を中心に検討を進めます。

【目標】平成32年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点を少なくとも一つ整備

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。国の指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上の人が、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行することを目指しています。

本町においては、平成28年度末で一般就労へ移行した者は0人ですが、目標年度においては1人の一般就労への移行を目標としています。

項目		数値	説明
平成28年度の一般就労移行者数		0人	平成28年度において、福祉施設を退所し一般就労した者の数
目標値	平成32年度の年間一般就労移行者数	1人	目標年度において、福祉施設から一般就労への移行が見込まれる人数

(2) 就労移行支援事業所の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、国の指針では、平成28年度末における利用者数の2割増加を目標としています。

本町においては、平成28年度末で就労移行支援事業を利用した人がいませんが、就労移行支援事業のサービス提供事業者と連携のもと、サービス利用を促進します。

項目	数値
平成28年度就労移行支援事業所利用者数	0人
【目標値】 平成32年度就労移行支援事業所利用者数	1人

(3) 就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所

就労移行支援事業所について、平成32年度末における就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指します。

項目	数値
【目標値】 就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	50%以上

(4) 就労定着支援から1年後の就労定着率

就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目標とします。

項目	数値
【目標値】 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。

【目標】平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所以上設置すること。（遠紋圏域等で設置）
【目標】平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること。
【目標】平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
【目標】平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヶ所以上確保すること。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

見込み値については、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、地域移行の推進等を勘案して設定します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介助や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	4	5	6	5	6	7
利用時間（時間/月）	22	29	43	40	50	60

※29年度は実績見込値（以下同じ）

(2) 重度訪問介護

重度の障害があり常時介護を要する人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的にを行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
利用時間（時間/月）	13	11	11	20	20	20

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護または外出する際の必要な援助を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	3	0	0	2	2	2
利用時間（時間/月）	30	0	0	30	30	30

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

地域のサービスを必要とする障がい者等の情報を各関係機関と連携して収集し、個別の相談・助言などを通じてサービスの提供に努めます。また、障がい者等に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

見込み値については、国の基本指針に基づき、近年の利用状況及び障がいのある人のニーズ、近隣地域での事業所設置状況等を踏まえて設定します。

(1) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に日中において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	1	1	1	1	1

(2) 生活介護

常に介護を要する人に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	41	41	42	43	46	49
利用量（人日/月）	838	836	846	860	911	962

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

本町においては、利用見込みはありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	0	0	1	1	1
利用量（人日/月）	18	0	0	20	20	20

(5) 自立訓練（宿泊型）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	2	2	1	2	2	2
利用量（人日/月）	61	59	30	60	60	60

(6) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	1	0	0	0	0	1
利用量（人日/月）	10	0	0	0	0	22

(7) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	11	11	11	12	14	16
利用量（人日/月）	206	212	210	228	264	300

(8) 就労継続支援 (B型)

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人)	12	12	12	13	14	15
利用量 (人日/月)	229	230	227	247	268	289

(9) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人)	—	—	—	0	0	0
利用量 (人日/月)	—	—	—	0	0	0

(10) 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気などの場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(福祉型)

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人)	2	3	3	7	8	9
利用量 (人日/月)	37	42	44	56	64	72

(医療型)

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

障がい者等の自立と社会参加を基本として、障がい者等の日中活動の場の提供を推進するようサービス基盤の整備・確保に努め、また、各関係機関との連携により就労が可能な障がい者に対する就労支援に努めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等において、主として夜間や休日に提供されるサービスです。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対して、共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

平成26年4月に従来の共同生活介護（ケアホーム）と一元化されました。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	33	34	36	37	38	39

(2) 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	—	—	—	0	0	0

(3) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護等、その他日常生活に必要な支援を提供します。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	24	24	24	24	24	23

■サービス見込量の確保のための方策

地域における居住の場としてのグループホームを事業者や各関係機関と連携しながら基盤整備に努め、施設入所や入院から地域生活への移行を推進します。

4. 相談支援

地域の障がい者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障がい福祉サービス事業所との連絡・調整を行います。

(1) 計画相談支援

障がい者（児）の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。また、支給決定時のサービス等利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数（人）	7	7	7	7	8	9

(2) 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等。

- ・入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援
- ・住居を確保するための入居支援等

現在まで、このサービスの利用実績はありません。

	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対応支援する。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保のための方策

障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制整備に努め、各関係機関との連携により障がい者等が適切な障がい福祉サービスの利用ができるよう推進します。

5. 障がい児支援事業

障がいのある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成24年度より障がい児施設・事業が一元化されました。

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

(1) 障がい児通所支援

障がい児を対象に、施設等を利用し昼間に提供される支援サービスです。

① 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	20	20	20	27	29	31
利用量（人日/月）	62	70	72	81	87	93

② 医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に支援及び治療を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	12	19	17	22	27	32
利用量（人日/月）	77	84	77	88	108	128

④ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	—	—	—	0	0	0
利用量（人日/月）	—	—	—	0	0	0

（2）障がい児相談支援

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間毎にモニタリングを行う等の支援を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	40	46	41	49	56	63

（3）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針では、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児に対し、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連機関が連携を図る協議の場を設置し、重症心身障がい児者等コーディネーターを各市町村又は各圏域に配置することを基本目標としています。

本町においては、北海道が示す保健医療福祉圏である遠紋地域の市町村との連携を中心に検討を進めます。

■サービス見込量の確保のための方策

町内にあるサービス提供事業者が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣町のサービス提供事業所とも連携を図ります。

また、サービスを必要とする人に把握に努め、利用の希望があつた場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

6. 地域生活支援事業

本町は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

(1) 理解促進事業・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では、町内イベントにおいて障がい福祉施設授産品の販売コーナーを設け、販売をとおして障がいのある人となない人の交流を図っています。

サービス の種類	単位	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進事業・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、充実した研修や啓発事業を開催するとともに、より多くの人たちが参加してもらえるよう検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

サービス の種類	単位	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

障がいのある人やその家族等が行う自主的活動に対して、情報提供などの支援に努めます。（精神障がい者回復者クラブチューリップの会への支援）

(3) 相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

本町では、NPO法人さわやか、社会福祉法人北光福祉会、社会福祉法人湧別町社会福祉協議会の3箇所の相談支援事業者があります。

基幹自立支援協議会については、湧別町の障がい者（児）に関わる事業所等が集まり、情報の共有等を行います。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業と合わせ情報提供などに支援を行います。

サービス の種類	単位	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
基幹自立支援協議会	実施の有無	無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

平成19年4月より指定相談支援事業者に委託の上で相談支援事業を実施しております。

指定相談支援事業者や障がいサービス事業者との連携を図り、障がい者の自立と社会参加を支援するために充実・強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

サービス の種類	単位	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見人制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保のための方策

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■サービス見込量の確保のための方策

関係機関と協議を進め、実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚などの障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置人数	0	0	0	0	0	0
手話・要約筆記実使用者数	0	1	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

本町では、過去の実績から手話通訳などを必要とする障がい者等はありませんが、今後において利用を希望する者に対応するため事業を整備し、必要に応じて専門的な機関への委託や補助により推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対して、自立した生活を促進する用具などの日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

用具の種類	単位	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護・訓練支援用具	件数	1	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	2	1	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	316	318	320	318	318	318
居宅生活動作補助用具	件数	0	2	1	2	2	2

- ・介護・訓練支援用具～特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフトなど
- ・自立生活支援用具～入浴補助用具・便器・杖・頭部保護帽・特殊便器など
- ・在宅療養等支援用具～透析液加温器・吸入器・電気式たん吸引器・盲人用体温計など
- ・情報・意思疎通支援用具～携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字器など
- ・排泄管理支援用具～ストーマ装具・紙おむつなど
- ・居宅生活動作補助用具～手すりの取り付け・段差の解消・便器の取替えなど

■サービス見込量の確保のための方策

日常生活用具を必要とする障がい者等が適切に制度を利用できるよう周知を図り、利用の促進に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。本町においては、利用見込みがありません。

■サービス見込量の確保のための方策

本町単独ではなく、近隣市町村との共催も含めての検討をします。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促進します。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用人数(人)	9	10	10	10	10	10
延利用時間(時間/年)	1,114	1,076	1,200	1,076	1,200	1,200

■サービス見込量の確保のための方策

利用者や事業者の意見を踏まえて利用しやすい制度づくりに努めるとともに、制度周知を行い、障がい者等の社会参加や地域生活を送る上で必要な外出に対する支援を積極的に推進します。

(10) 地域活動支援センター

障がい者等に対して、通所により地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などのサービスを提供する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活を支援します。

年度		第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
湧別町内事業所分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	24	25	25	25	25	25
湧別町外事業所分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	7	6	7	10	10	10

■サービス見込量の確保のための方策

平成18年10月より遠軽町・佐呂間町・湧別町の近隣3町共同で設置、運営を事業者に委託した上で実施しており、利用者は遠軽町・湧別町に所在する地域活動支援センターにそれぞれ通所しています。

共同設置している近隣町や運営している事業者と連携しサービスの充実を図り、日中活動の場として社会交流などの機会を提供することにより障がい者等の自立及び社会参加を推進します。

(11) 日中一時支援事業

介護を行う者が日中において障がい者等を監護することが困難な場合に、障がい者等を一時的に預かった上で日中活動の場を提供することにより、介護を行う者の負担軽減を図るとともに就労支援を行います。

年度	第4期計画 実績値			第5期計画 計画値		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施箇所数	5	5	5	5	5	5
実利用者数(人/月)	1	2	1	2	2	2

■サービス見込量の確保のための方策

現在、協定を締結している事業所は、湧別福祉会及び近隣町の事業所となっていますが、利用者のニーズに応じた事業拡充を図るため、提供事業所の参入を促進し、充実・強化に努めます。

(12) その他の事業

地域生活支援事業におけるその他の事業について、本町の実情や障がい者等の状況を勘案し、必要に応じて事業の構築や見直しを行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう推進します。

第6章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本町のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

1. 実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「湧別町障がい者基本計画」と併せて、本町の障害福祉施策の基本計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援、情報提供、療育教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

このため、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2. 進捗管理体制・評価方法

湧別町保健医療福祉協議会障がい者部会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進捗管理・評価を行います。なお、進捗管理・評価結果については、町ホームページにて公表し、透明性を高めます。

■PDCAサイクル



第 7 章 湧別町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針

湧別町では、障がい者関係各法や湧別町総合計画などに掲げる基本理念に基づき、障がい者等の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ障がい者福祉施策の推進に努めます。

2. 湧別町の障がい者一般施策事業

湧別町では、障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービス以外の事業として、障がい者等を対象とした事業を以下のとおり実施し障がい者福祉事業の充実を図っています。

(1) 介護手当支給事業

65歳未満の寝たきり重度心身障がい者と同居し、3ヶ月以上継続して無報酬で介護を行っている者に対して、介護手当の支給を行っています。

(2) 身体障がい者診断書等助成事業

身体障害者手帳及び補装具費支給を申請する者に対して、申請手続きの際に要した医師による診断書及び意見書作成手数料の助成を行っています。

(3) バス等通院費助成事業

バスによる通院が必要な70歳未満の重度心身障がい者に対して、1人年間72回（腎臓機能障がい者は1人年間300回）を限度に通院に要したバス料金の助成を行っています。

(4) 人工透析患者自家用車通院交通費助成事業

人工透析患者で、自家用車による通院が必要と認められる場合、1人年間150往復を限度に経費の一部について助成を行っています。

(5) ハイヤー通院費助成事業

歩行が困難でハイヤーによる通院が必要な下肢・体幹・視力の重度障がい者に対して、1人年間72回を限度に通院に要したハイヤー料金の助成を行っています。

(6) 地域活動支援センター通所交通費助成事業

障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターに通所する障がい者に対して、通所に要したバス料金の助成を行っています。

(7) 重度心身障がい者医療費助成事業

重度身体障がい者及び重度知的障がい者等に対して、医療費負担の軽減を図るため医療費の助成を行っています。

(8) 紙おむつ購入助成事業

常時紙おむつが必要な2歳以上65歳未満の寝たきり重度心身障がい者と同居し、介護を行っている者に対して、紙おむつ購入に要した経費の助成を行っています。

(9) 生活応援事業（おむつ用ゴミ袋の支給）

障がいを有するため、おむつを使用している方に対し、一定数量のごみ袋を支給いたします。

(10) 自動車運転免許取得費助成事業

障がい程度が4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、自動車学校等において免許を取得するために要した経費を助成いたします。（助成限度額があります。）

(11) 自動車改造費助成事業

上肢・下肢・体幹など肢体に重度の障がいを有する方が就労等に伴い自動車を取得する場合に、自らが運転するために必要な改造に要する経費を助成いたします。（助成限度額があります。）

(12) 手話通訳者派遣事業

意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対し、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者の派遣を行います。

(13) 特定疾患者通院交通費助成事業

罹患原因が不明で治療方法が未確立な特定疾患者に対し、通院に要する経費の一部を助成いたします。

(14) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

(15) 障がい者団体助成事業

身体障害者福祉協会湧別分区、知的障がい者父母の会手をつなぐあゆみ会、精神障がい者回復者クラブチューリップの会が行う自主的な活動に対し必要な経費を助成することにより、障がい者福祉の増進を図ります。

その他資料

湧別町保健医療福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
 - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
 - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
 - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
 - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
 - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
 - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
 - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (6) 食育部会
 - ア 食育推進計画の策定並びに推進に関すること。
 - イ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会委員名簿

◎会長・○副会長

	選出区分	団 体 名	役職	氏 名	所属部会
1	①保健・医療・福祉・介護・教育関係者	社会福祉協議会	会長	◎岩瀬 昌俊	地福・子育
2		民生委員児童委員協議会	会長	○後藤 哲司	高介・障害・食育
3		P T A連合会	会長	柿崎 貴彦	子育・食育
4		社会教育委員の会	委員	平野 寿雄	保医・子育
5		国民健康保険運営協議会	委員	久保美恵子	高介・保医・地福
6		健康づくり推進協議会	会長	五十嵐 優	保医・障害
7	②関係機関・団体の代表者	湧別福祉会	理事長	平山 國夫	地福・障害
8		上湧別福祉会	理事長	高橋 茂	地福・食育
9		自治会連合会	会長	北村 茂	高介・保医・地福
10		商工会	事務局長	橋本三樹彦	地福・食育
11		J A えんゆう	参事	馬場 秀人	保医・障害
12		J A 湧別町	参事	野田 直人	子育・食育
13		湧別漁業協同組合	参事	森 義文	保医・食育
14		老人クラブ連合会	会長	押野 健一	保医・子育
15		みのり幼稚園	園長	古川 宏道	子育・食育
16		青少年健全育成町民会議	議長	石垣 誠一	地福・子育
17	③公募町民			大津 淳子	高介・障害
18	④有識者	湧別オホーツク園	施設長	篠田 悟	高介・地福・障害
19		湧愛園	施設長	中山 眞美	高介・地福・障害
20		社会福祉協議会	事務局長	石川 克己	高介・保医・障害
1	特別委員	曾我病院	院長	澁谷 努	高介
2		上湧別歯科診療所	院長	竹林 秀人	高介
3		J A 湧別町女性部	副部長	中原 秋美	保医
4		J A えんゆう女性部	地区代表	姉崎久美子	食育
5		湧別漁業協同組合女性部	部長	加茂谷広子	食育
6		はまなすボランティア		多田恵美子	地福
7		ヘルシースプーンの会		中島美智子	保医
8		ヘルシースプーンの会		関野 陽子	食育

障がい者部会構成委員名簿

◎部会長・○副部会長

No.	氏 名	所属団体等	役 職
1	後藤 哲司	湧別町民生委員児童委員協議会	会 長
2	五十嵐 優	湧別町健康づくり推進協議会	会 長
3	平山 國夫	湧別福社会	理事長
4	馬場 秀人	J A えんゆう	参 事
5	大津 淳子	公募町民	
6	◎ 篠田 悟	湧別オホーツク園	施設長
7	中山 眞美	湧愛園	施設長
8	○ 石川 克己	湧別町社会福祉協議会	事務局長

「第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第1期湧別町障がい児福祉計画（素案）」に対する意見応募実施結果について

「第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第1期湧別町障がい児福祉計画（素案）」に対する意見募集を実施したところ、意見等の提出はありませんでした。

1. 意見の募集結果

（1）募集期間

平成30年2月1日（木）から2月28日（水）まで

（2）意見総数

0件（0人）

【提出方法】

持	参	— 件			
郵	送	— 件			
F	A	X	— 件		
電	子	メ	ー	ル	— 件

【取り扱い】

■修正 素案に追加、修正するもの	— 件
■掲載済み 既に素案に記載されているもの	— 件
■参考 今後、参考とするもの	— 件

2. 寄せられた意見の概要及び実施機関の考え方

今回寄せられた意見はありませんでした。

諮 問 書

湧保福 第 363 号

平成29年11月20日

湧別町保健医療福祉協議会

会 長 岩 瀬 昌 俊 様

湧別町長 石 田 昭 廣

湧別町保健医療福祉協議会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第5期 湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画・第1期 湧別町障がい児福祉計画の策定について

(保健福祉課)

答 申 書

平成30年3月26日

湧別町長 石 田 昭 廣 様

湧別町保健医療福祉協議会
会 長 岩 瀬 昌 俊

平成29年11月20日付け湧保福第363号で諮問のありました下記事項につきまして、本協議会において慎重に検討・協議を行った結果、別冊のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

計画の実施にあたっては、各計画における施策の実現に向けて最大限の努力をされることを強く希望いたします。

記

第5期 湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定について

◎湧別町保健医療福祉協議会 計画策定審議経過について

- ① 平成 29 年 11 月 20 日 諮問（町から協議会へ）
- ② 平成 29 年 11 月 20 日 第 1 回保健医療福祉協議会開催
- ③ 平成 29 年 12 月 15 日 保健医療福祉協議会第 1 回障害者部会開催
- ④ 平成 30 年 2 月 1 日から 2 月 28 日
パブリックコメント実施
- ⑤ 平成 30 年 3 月 26 日 第 2 回保健医療福祉協議会開催
- ⑧ 平成 30 年 3 月 26 日 答申（協議会から町へ）

第 5 期 (H30～R2) 障がい福祉計画・

第 1 期 (H30～R2) 障がい児福祉計画の実績

(1) 数値目標（成果目標）の状況

第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画では、国の基本指針に基づいて、計画の最終年度となる令和 2 年度に向け、「1. 施設入所者の地域生活への移行」、「2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「3. 地域生活支援拠点等の整備」、「4. 福祉施設から一般就労への移行等」、「5. 障害児支援の提供体制の整備等」について、本町の数値目標等を掲げ、目標の達成に向け障がい福祉及び障がい児福祉の充実に努めてきました。

※実績値については、令和 2 年度は 10 月末現在の数値を記載しています。

1. 施設入所者の地域生活への移行

第 5 期計画 (H30～R2) における数値目標の考え方

【国の基本指針】

令和 2 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定にあたっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和 2 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2 % 以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【町における考え方】

平成 28 年度末時点の施設入所者 24 人のうち 3 人（12.5 %）の地域生活への移行と令和 2 年度末時点での施設入所者数 1 人の減少（4.2 % 減）を目標とした。

項 目		令和 2 年度の計画値	令和 2 年度の実績値
平成 28 年度末時点施設入所者数	(A)	24 人	24 人
【目標値】地域生活移行者数	(B)	3 人	0 人
施設退所者等	(C)	—	1 人
新たな施設入所支援利用者数	(D)	2 人	2 人
令和 2 年度末の入所者数 A-B-C+D	(E)	23 人	25 人
【目標値】削減見込み A-E	(F)	1 人減	1 人増

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとされています。

第5期計画(H30～R2)における目標の考え方

【国の基本指針】及び【町における考え方】

令和2年度までに地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置する。

目標の達成状況

地域の実情を勘案すると新たに協議の場を設置することは困難である、町内に精神科医療に携わる関係者がいないなどの課題もあり、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議を活用した町単独での設置もしくは近隣町との共同設置に向けて検討を重ねている段階にあり、関係者による協議の場の設置には至っておりません。

できるだけ早期に設置できるよう今後も努めていきます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

第5期計画(H30～R2)における目標の考え方

【国の基本指針】及び【町における考え方】

令和2年度末までに、障がいのある方の居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約などを行う拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本目標とする。

目標の達成状況

町内の資源だけでは地域生活支援拠点の整備に必要な機能を満たすことは困難である、近隣市町村においても資源が不足しているなどの理由により達成は難しい状況にあります。

引き続き、北海道が示す保健医療福祉圏である遠紋地域の市町村による共同整備を本町の基本的な考え方として、他法他施策と連携した整備も含めて近隣市町村や関係機関と協議・連携しながら検討していきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

第5期計画(H30～R2)における数値目標の考え方

【国の基本指針】

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上の人が移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【町における考え方】

平成28年度末で一般就労に移行した方は0人であったことから、国の基本指針によらず、目標年度においては1人の一般就労への移行を目標とした。

項 目	令和2年度の計画値	令和2年度の実績値
【目標値】年間一般就労移行者数	1人	0人

※令和元年度に1人移行。

現就労移行支援事業利用者の達成時期は令和4年度となる見込み。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

第5期計画(H30～R2)における数値目標の考え方

【国の基本指針】

平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

【町における考え方】

平成28年度末で就労移行支援事業を利用した方がいなかったことから、就労移行支援事業のサービス提供事業者と連携のもとサービス利用を促進することとし、国の基本指針によらず令和2年度末における就労支援事業利用者数を1人として目標を設定した。

項 目	令和2年度の計画値	令和2年度の実績値
【目標値】就労移行支援事業利用者数	1人	1人

(3) 就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所

第5期計画(H30～R2)における目標の考え方

【国の基本指針】及び【町における考え方】

就労移行支援事業所について、令和2年度末における就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指す。

目標の達成状況

町内に就労移行支援サービスを提供する事業所が存在しておらず該当がありません。

(4) 就労定着支援から1年後の就労定着率

第5期計画(H30～R2)における目標の考え方

【国の基本指針】及び【町における考え方】

就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指す。

目標の達成状況

就労定着支援サービスの利用がなく該当がありません。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

障がい児に対しては、教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業・就労まで切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備などについて、国の基本指針に即して4つの目標を設定しておりました。

第5期計画(H30～R2)における目標の考え方

【国の基本指針】及び【町における考え方】

- ①令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域で少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。

- ②平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による医療的ケア児支援のための協議の場を設置することを基本とする。
- ③令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ④令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村もしくは圏域で少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。

目標の達成状況

- ①専門的人材の養成などが難しいことから設置の目処が立っておらず、令和2年度中の設置はできない見通しです。地域の実情などを勘案すると早期の設置は難しい状況ですが、引き続き、近隣市町村や関係機関と協議・連携しながら設置について検討していきます。
- ②主に医療機関・教育機関との連携が難しく、設置に至っておりません。
既存の自立支援協議会である障害者ケア会議の活用も含めて、引き続き、関係機関と協議・連携しながら設置に向けて検討していきます。
- ③サービスを提供する事業所の確保が難しく、令和2年度末までに利用できる体制を整えることは難しい見通しです。
近隣市町村にもサービスを提供する事業所はなく、早期に体制を整えることは難しい状況です。
- ④重症心身障がい児の支援が可能な事業所の確保はできておりません。
圏域での確保を本町の基本的な考えとして、引き続き検討していきます。

【数値目標（成果目標）状況のまとめ】

施設入所者の地域生活への移行については、第5期障がい福祉計画の期間においての地域生活への移行は第4期計画期間と同様に0人であり、現在の施設入所者の心身の状況等からは、一足飛びに地域生活への移行を実現することは難しい側面があり、今後も障害者総合支援法の趣旨に則り、障がいを有する方が身近な地域で自立した日常生活・社会生活を営める方向性を踏まえた移行促進が必要であると考えます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域生活支援拠点等の整備については、本町における地域の実情として、社会資源や専門的な関係機関・人材の不足などの課題が多く、早期の構築・整備は難しい状況にありますが、障がいを有する方が地域で安心して自分らしく生活できる仕組みとして求められているものであることから、

既存の機関の利用や近隣市町村との圏域での構築・整備も含めての検討・協議などに今後も取り組んでいきます。

福祉施設から一般就労への移行等については、令和2年度中における一般就労への移行者は第3期・第4期と同じく0人となる見込みですが計画期間中である令和元年度に1人が移行している他、就労移行支援事業利用者数は目標を達成しており、一般就労への移行やサービスの利用が少しずつではありますが増加している傾向にあります。

一般就労への移行は、障がい者を有する方のニーズに対応可能な受入先が不足しているなどの課題があり、今後もハローワーク等の関係機関と連携を密にするなど就労支援の推進を図っていく必要があると考えます。

就労移行支援事業等の利用は、地域におけるサービス提供事業所の不足や障がい者を有する方のニーズに合った就労先とのマッチングが難しいなどの多くの課題があり利用につながりにくい状況にはありますが、ニーズの把握や事業所との連携を密にするなど利用促進に努める必要があると考えます。

障がい者を有する方の雇用と就労定着の推進にあたっては、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助成・支援制度の普及に向けた啓発等も必要です。障がい者雇用を法的義務と捉えるのではなく、業務改善や効率化、誰にとっても働きやすい職場環境に繋がるものとして捉える企業等が増え、心身状況に応じた多様な働き方を認める社会になるよう、社会全体で取り組むべき課題であると考えています。

障害児支援の提供体制の整備等については、前述のとおり、本町における地域の実情として、社会資源や専門的な関係機関・人材の不足などの課題が多く、早期の達成は難しい状況にあります。全ての児童が共に地域の保育・教育などの支援を受けて成長できる障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を目指す上でも重要であることから、体制の整備に向けて近隣市町村や関係機関との協議・連携などに今後も努めていきます。

(2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の状況

1. 障害福祉サービスの利用状況

本町が実施している「障害福祉サービス」について、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画で掲げた計画値と実績値を比較し、各事業の利用状況を示します。

各サービスの実績値は、平成30年度及び令和元年度は3月末実績、令和2年度は10月末実績を勘案し見込値を示しています。

①訪問系サービス

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
居宅介護	人	5	4	80.0	6	3	50.0	7	5	71.4
	時間/月	40	17	42.5	50	15	30.0	60	26	43.3
重度訪問介護	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	—
	時間/月	20	10	50.0	20	6	30.0	20	0	—
同行援護	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
行動援護	人	2	0	—	2	0	—	2	0	—
	時間/月	30	0	—	30	0	—	30	0	—
重度障害者等 包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

②日中活動系サービス

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
療養介護	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
生活介護	人	43	43	100.0	46	44	95.7	49	43	87.8
	人日/月	860	872	101.4	911	880	96.6	962	879	91.4
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
自立訓練 (生活訓練)	人	1	0	—	1	0	—	1	1	100.0
	人日/月	20	0	—	20	0	—	20	4	20.0
宿泊型 自立訓練	人	2	1	50.0	2	0	—	2	0	—
	人日/月	60	30	50.0	60	0	—	60	0	—
就労移行支援	人	0	1	—	0	0	—	1	1	100.0
	人日/月	0	21	—	0	0	—	22	19	86.4
就労継続支援 (A型)	人	12	10	83.3	14	11	78.6	16	11	68.8
	人日/月	228	178	78.1	264	193	73.1	300	195	65.0
就労継続支援 (B型)	人	13	13	100.0	14	15	107.1	15	13	86.7
	人日/月	247	238	96.4	268	265	98.9	289	244	84.4
就労定着支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
短期入所	人	7	3	42.9	8	3	37.5	9	2	22.2
	人日/月	56	32	57.1	64	32	50.0	72	32	44.4

③居住系サービス

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
共同生活援助	人	37	38	102.7	38	38	100.0	39	38	97.4
自立生活援助	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
施設入所支援	人	24	25	104.2	24	25	104.2	23	25	108.7

④相談支援サービス

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
計画相談支援	人	7	21	300.0	8	15	187.5	9	14	155.6
地域移行支援	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	—
地域定着支援	人	1	0	—	1	0	—	1	0	—

⑤障害児支援事業

サービス名	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
児童発達支援	人	27	30	111.1	29	30	103.4	31	22	71.0
	人日/月	81	70	86.4	87	77	88.5	93	68	73.1
医療型 児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
放課後等 デイサービス	人	22	23	104.5	27	34	125.9	32	31	96.9
	人日/月	88	92	104.5	108	142	131.5	128	123	96.1
保育所等 訪問支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障害児 相談支援	人	49	31	63.3	56	39	69.6	63	33	52.4

【障害福祉サービスの利用状況のまとめ】

訪問系サービスについては、第4期実績を勘案し利用量を設定していましたが、利用人数・時間が計画値を下回っている状況です。重度訪問介護に関しては、利用可能な体制にはあるものの、支給決定者が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し令和元年度途中より利用を控えている状況にあります。行動援護に関しては、支給決定は行っているものの事業所の体制が整わないなどの理由により平成28年度以降はサービスの利用はありません。

日中系サービスについては、短期入所の利用が減少しておりますが、概ね計画どおり推移しております。

居住系サービスも概ね計画どおり推移しております。

相談支援サービスについては、計画相談支援に関して実績値が計画値を大幅に上回っておりますが、これは第5期計画策定時点では第4期の各年度3月ひと月の実績から勘案し計画値を設定していたものを第5期実績は年平均で算出したためであり、利用が大幅に増加したというわけではございません。

障害児支援事業については、児童発達支援の利用が若干減少したものの概ね計画どおりに推移しており、障害児相談支援に関して実績値が計画値を大幅に下回っていることも計画相談支援と同様に計画策定時点では前3カ年3月ひと月の実績から勘案し計画値を設定していたものを実績は年平均で算出したためであり、利用に大幅な変動はありません。

2. 地域生活支援事業の利用状況

本町が実施している「地域生活支援事業」について、第5期障がい福祉計画で掲げた計画値と実績値を比較し、各事業の利用状況を示します。

各サービスの実績値は、平成30年度及び令和元年度は3月末実績、令和2年度は10月末における実績を勘案し見込値を示しています。

サービス名		単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
			計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B÷A (%)
相談支援事業											
障がい者 相談支援事業	箇所	3	4	133.3	3	4	133.3	3	5	166.7	
地域自立支援 協議会	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	0	—	1	0	—	1	0	—	
コミュニケーション支援事業											
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
手話・要約 筆記者派遣	人/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
日常生活用具給付事業											
介護・訓練支援 用具	件/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
自立生活支援 用具	件/年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	
在宅療養等支援 用具	件/年	1	4	400.0	1	0	—	1	0	—	
情報・意思疎通 支援用具	件/年	1	1	100.0	1	1	100.0	1	0	—	
排泄管理支援 用具	件/年	318	288	90.6	318	336	105.7	318	348	109.4	
居宅生活動作 補助用具	件/年	2	0	—	2	0	—	2	1	50.0	
移動支援事業		人/年	10	9	90.0	10	6	60.0	10	6	60.0
		延時間/年	1,076	631	58.6	1,200	500	41.7	1,200	350	29.2
地 域 活 動 支援センター	町内	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
		人/年	25	16	64.0	25	11	44.0	25	12	48.0
	町外	箇所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
		人/年	10	8	80.0	10	12	120.0	10	11	110.0
日中一時支援 事業		箇所	5	1	20.0	5	0	—	5	0	—
		人/年	2	1	50.0	2	0	—	2	0	—

【地域生活支援事業の利用状況のまとめ】

相談支援事業については、湧別町社会福祉協議会とNPO法人ポレポレゆうべつ及び近隣町の事業所により福祉サービスに関する相談や情報提供などが行われており、概ね計画どおりの利用状況となっています。

コミュニケーション支援事業については、北海道広域委託事業により必要な場合に手話通訳者等の派遣を行うこととしておりますが、過去の実績から利用者がいないと判断し、計画値を設定しませんでした。

日常生活用具給付事業については、概ね計画どおり利用状況となっており、排泄管理支援用具に関しては、多くの需要がありますがほぼ横ばいで推移しています。

移動支援事業については、湧別町社会福祉協議会及び近隣市町の事業所によりサービスが提供されていますが、事業所の廃止や利用者の施設入所、また、令和元年度途中からは利用者の一部が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し利用を控えている状況などがあり、利用が減少している傾向にあります。

地域活動支援センター事業についても、町内のセンターに関しては計画を下回る利用者数となっています。

日中一時支援事業については、湧別福祉会及び近隣町の事業所によりサービスが提供できる体制は整備されておりますが、利用者の施設入所や令和元年度途中からは利用者が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し利用を控えている状況にあり近年は利用実績がない状況です。

(3) 湧別町の障がい者一般施策の状況

① 介護手当支給事業

65歳未満の寝たきり重度心身障がい者を介護している方に対して、経済的・精神的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的に、介護手当を支給しました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	1人	1人	1人
支給総額	240,000円	240,000円	240,000円

② 身体障がい者診断書等助成事業

身体障害者手帳及び補装具費支給を申請する方に対して、申請手続きの際に要した医師による診断書及び意見書作成手数料の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	34件	37件	44件
助成総額	172,920円	178,680円	213,970円

③ バス等通院費助成事業

バスによる通院が必要な70歳未満の重度心身障がい者に対して、1人年間72回（腎臓機能障害者は1人年間300回）を限度に通院に要したバス料金の助成を行う制度ですが申請がありませんでした。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	0人	0人	0人
助成総額	0円	0円	0円

④ 人工透析患者自家用車通院交通費助成事業

人工透析療法による治療のため通院している腎臓機能障がい者で、自家用車で通院している方に対し、通院に要する経費の一部の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	6人	9人	13人
助成総額	299,980円	330,940円	517,380円

⑤ ハイヤー通院費助成事業

歩行が困難でハイヤーによる通院が必要な下肢・体幹・視力の重度障がい者に対して、1人年間72回を限度に通院に要したハイヤー料金の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	37人	36人	29人
助成総額	981,380円	852,740円	606,030円

⑥ 障害者通所交通費助成事業

障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターまたは就労継続支援B型事業所に通所する障がい者に対して、通所に要したバス料金の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	12人	11人	8人
助成総額	1,029,330円	913,420円	720,340円

⑦ 重度心身障がい者医療費助成事業

重度障がい者に対して、医療費負担の軽減を図るため医療費の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	3,275件	3,494件	3,388件
助成総額	18,318,971円	15,026,914円	12,173,449円

⑧ 紙おむつ購入助成事業

常時紙おむつが必要な2歳以上65歳未満の寝たきり重度心身障がい者などに対して、紙おむつ購入に要した経費の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	1人	1人	1人
助成総額	59,615円	58,372円	59,205円

⑨ 生活応援事業（おむつ用ゴミ袋の支給）

障がい者を有するため、おむつを使用している方に対し、一定数量のごみ袋を支給しました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	1人	1人	1人
支給総枚数	60枚	60枚	60枚

⑩ 身体障害者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障がい程度が4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、自動車学校等において免許を取得するために要した経費の一部の助成を、障がい程度が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受け就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆除装置等の一部を改造する必要がある方に対し、その改造に要した経費の一部の助成を、10万円を限度に行う制度ですが利用はありませんでした。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	0人	0人	0人
助成総額	0円	0円	0円

⑪ 手話通訳者派遣事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者の派遣を行う制度ですが利用はありませんでした。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	0人	0人	0人
委託料	0円	0円	0円

⑫ 特定疾患通院交通費助成事業

罹患原因が不明で治療方法が未確立な難病等により特定医療費（指定難病）医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方に対し、通院に要する経費の一部の助成を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	35人	25人	26人
助成総額	540,115円	485,360円	547,585円

⑬ 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行いました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数	0人	1人	1人
給付額	0円	117,010円	118,260円

⑭ 障がい者団体助成事業

湧別町身体障害者福祉協会、知的障害者父母の会手をつなぐあゆみ会、精神障がい者回復者クラブチューリップの会が行う自主的な活動に対し必要な経費を助成することにより、障がい者福祉の増進を図りました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
団体数	3団体	3団体	3団体
助成総額	280,000円	252,000円	235,000円

第2期北海道障がい者基本計画【改訂版：基本的な考え方】

1 計画の見直し等

(1) 計画見直しの趣旨

- 道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする「第2期北海道障がい者基本計画」を策定し、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組んできていますが、計画策定から5年が経過しています。
- この間、国においては、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、同年9月には、計画期間を平成30年3月までとする第3次障害者基本計画が策定されました。
- 現在、国では、平成26年2月に批准した「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」の策定作業が進められており、こうした障がい者施策の動向や、道の基本計画の推進状況などを踏まえ、障がい者施策の推進を確実に進めるため、計画の中間見直しをします。

(2) 計画の性格及び位置付け

- この計画は、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画として道が策定するものです。
- また、この計画は、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けています。

(3) 計画の期間

- 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の第4期障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行うこととします。

(4) 対象とする障がい者の範囲

- 平成23年に改正された障害者基本法第2条において、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されました。

- また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義し、障がい者が社会参加する際の制限や制約の原因は障がい者個人にあるものではなく、機能障がいと社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという障害者権利条約の考え方も取り入れられました。
- こうしたことから、この計画では、障害者基本法第2条の規定に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでおります。

(5) 障がい保健福祉圏域

- 北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るためには、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進します。

- なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。

2 計画の見直し体制等

(1) 計画の見直し体制

ア 審議会における協議

障害者基本法に基づき設置している「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。

なお、各施策については、審議会に設置した各検討部会において個別に協議します。

イ 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」の幹事会を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

市町村が策定することとなる「市町村障害者計画」との調和を図るため、21の障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

関係団体との意見交換を行うほか、地域住民の方々の意見を計画に反映させるため、道内各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の皆様の意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

3 計画見直しのポイント

障害者基本法を踏まえ策定した現行の計画を基本とし、現在、国が策定作業を進めている「第4次障害者基本計画」の内容や、道の障がい者施策の推進状況などを踏まえて、必要な見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

① 生活支援

【施策の考え方】

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

【主要な施策】

1. 生活支援体制の充実
2. 相談支援体制・地域移行支援の充実
3. 意思決定支援の推進
4. 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
5. 人材の養成・確保
6. 生活安定施策の推進

② 保健・医療

【施策の考え方】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

【主要な施策】

1. 適切な保健・医療の提供
2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
3. 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

③ 療育・教育

【施策の考え方】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに

加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

また、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

【主要な施策】

1. 障がいのある子どもに対する支援の充実
2. 学校教育の充実
3. 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

④ 就労支援

【施策の考え方】

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃(賃金)水準の向上や職場定着を促進します。

【主要な施策】

1. 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
2. 一般就労の推進
3. 多様な就労の機会の確保
4. 福祉的就労の底上げ

⑤ 社会参加

【施策の考え方】

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

【主要な施策】

1. 社会参加の促進
2. スポーツ・文化活動の振興
3. 生涯学習機会の充実

⑥ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【施策の考え方】

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

【主要な施策】

1. 権利擁護の推進・虐待の防止
2. 成年後見制度等の活用促進
3. 理解の促進
4. 地域福祉活動の推進

⑦ 生活環境

【施策の考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

【主要な施策】

1. 住まい・まちづくりの推進
2. 移動・交通のバリアフリーの促進
3. 防災・防犯対策の推進

⑧ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【施策の考え方】

ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

【主要な施策】

1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上
2. 意思疎通支援の充実
3. 選挙等における配慮

※ 国が策定する障害者基本計画と整合性を図る必要があることから、ここに示した枠組については変更することがあります。

5 計画の推進等

(1) 計画推進のための実施計画

この計画の推進に当たっては、障害者総合支援法に基づき別途策定する「北海道障がい福祉計画」を実施計画として位置付け、施策を展開していくこととしておりますが、来年度スタートする「第5期北海道障がい福祉計画」からは、新たに都道府県に策定が義務づけられた「障害児福祉計画」の内容を盛り込むこととしており、乳幼児、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ることとします。

(2) 計画の推進管理

計画の着実な推進を図るため、「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

6 第2期北海道障がい者基本計画の見直しスケジュール

- 9月 ・ タウンミーティング
- 10月 ・ 北海道障がい者施策推進審議会
- 12月 ・ 計画（素案）～議会報告
- ・ 素案に対するパブリックコメント
- 2月 ・ 北海道障がい者施策推進審議会
- ・ 計画（案）～議会報告
- 3月 ・ 計画策定

人と自然が輝くオホーツクのまち
ゆうべつ

第2期 湧別町総合計画

平成 29 年度～平成 33 年度

第3章

基本構想

湧別町を取り巻く社会情勢や第1期計画の振り返り等を踏まえ、湧別町のまちづくりを進めるうえでの将来像とその実現に向けた基本理念、施策分野別大綱及び目標人口を定めます。

1 湧別町の将来像と基本理念

人と自然が輝くオホーツクのまち

～ つどい、つながり、磨き上げる まちづくり ～

(1) 湧別町の将来像

「人と自然が輝くオホーツクのまち」は、この計画が目指すまちの将来像を表します。

これは、合併時に策定した新町まちづくりビジョン（新町基本計画）に示されたまちづくりのテーマであり、第1期計画における将来像を引き継ぐものでもあります。

「人と自然が輝くオホーツクのまち」に込められた思いは、自然との共生によるまちづくりです。豊かな自然環境や地域資源を守り育てながら、人々が輝いて生活を送ることのできるまちを将来像として描いています。

(2) 基本理念

まちの将来像の実現を目指し、「つどい、つながり、磨き上げる まちづくり」を新たに基本理念として掲げます。

第1期計画では、町民誰もが住んでよかった、住み続けたいと思えるまちを目指し、「交流と対話でつくるまちづくり」をテーマに、均衡ある地域の発展、地域一体化の推進といった住民の一体感の醸成と満足度向上に努めてきました。

第2期計画においては、これまでの成果を踏まえてさらに質の向上を目指すとともに、第1期計画で種をまいて育ててきた人と人、組織と組織のつながりやそこから生まれる交流から活力を見出し、湧別町の豊かさを町内外に広く実感させられるよう、

- ①人・もの・情報が集い、地域の資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付くまちづくり
- ②町民、企業や団体、行政がそれぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出すまちづくり
- ③広大な大地・オホーツク海・サロマ湖・湧別川といった豊かな自然の恵みを生かし磨きをかけることで、誇りと愛着をもち安心して暮らせるまちづくり

を目指し、これからのまちづくりを進めていきます。

2 施策の大綱

湧別町の将来像を実現するため、次の5つの「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」を掲げ、分野別の施策を推進します。

なお、施策の大綱の枠組みは、新町基本計画及び第1期計画を引き継いでいます。

(1) 基盤整備 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

快適な生活と活力ある活動を支える生活基盤づくりや豊かさと利便性を実感できるまちづくりを目指すとともに、恵まれた自然環境を守り環境にやさしいおいしいもの、防災・防犯体制の充実した安全・安心のまちづくりを推進します。

(2) 産業振興 豊かな自然と共生する活力あふれるまちづくり

地域の基幹産業である農林水産業の基盤をさらに強化し、地域の連携による新たな産業の創出をめざすとともに、商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光の振興など、活力ある産業を生かすまちづくりを推進します。

(3) 社会福祉 健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり

子どもからお年寄りまで健やかに安心して生活できるよう、保健・医療・福祉サービスや子育て支援体制の充実に努め、一人ひとりが思いやりをもち、互いに支え合うことのできるまちづくりを推進します。

(4) 教育文化 心の豊かさと生きる力を育むまちづくり

地域資源を生かした特色ある教育環境の整備を行うとともに、地域内外との交流の拡大や歴史や文化の継承に努め、ふるさとへの誇りと愛情をもった心豊かな人を育むまちづくりを推進します。

(5) 協働・行財政 人がふれあい支え合う安定したまちづくり

健全かつ持続可能な行財政運営の構築を目指すとともに、一人ひとりの持つ活力をいかし、安心して暮らせる地域社会の形成に向け、多様な主体が連携し交流と対話で作る協働のまちづくりを推進します。



●社会福祉

現状と課題

【地域福祉】

少子・高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。なかでも、地域社会においては、核家族化の進展、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え続けたことなどにより、地域福祉の担い手となる世代が減少するとともに、家族同士や地域で支え合う意識が薄まり、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、公的な支援（公助）だけでなく、自らの努力（自助）と近隣の人たちの助け合い（共助）、これら3つが補完し合い、社会的・経済的に弱い立場にある高齢者、心身障がい者、ひとり親家庭などへの支援はもとより、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推し進めることが重要で、昔ながらの支え合い（互助）の精神の下、行政と地域住民やボランティア団体等が連携をし、町民の生活を支えていく視点に立った福祉施策を展開する必要があります。また、社会福祉会館などの地域活動の拠点施設が老朽化していることから、その整備について検討が必要となっています。

本町の地域福祉については、本計画と平成27年度に新たに策定した「湧別町地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【高齢者・介護福祉】

本町における65歳以上の高齢者の占める割合は、平成26年度末時点で既に35.2%に達し、全国（25.1%）、全道（27.0%）の数値を大きく上回っている状況にあり、さらに10年後の平成37年には40%を超えることが予測されます。

高齢化率の高い本町では、これまで特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、ケアハウス等の施設整備を積極的に推し進めてきたことにより、特別養護老人ホームの充足率（人口に対しての定員数の割合）がオホーツク管内でも上位に位置するなど充実した施設環境にあり、保健・医療・福祉にわたる総合的な介護・福祉サービスの提供に努めています。

今後も要介護者が増え続ける中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び支援が包括的に支援される体制（地域包括ケアシステム）の構築、あわせて認知症高齢者等に対する早期診断や家族への支援、地域の見守り体制づくりが必要となります。また、生きがい対応型デイサービス事業や介護予防事業による高齢者の体力向上のための運動指導や閉じこもり防止、認知症の予防や支援、これらの充実を図るためには、引き続き民生委員や社会福祉協議会、福祉会など関係機関との連携が欠かせません。

介護給付費が増加していく中、高齢者福祉政策の根幹を成す介護保険事業の安定した財政運営は必要不可欠であり、そのためにはできる限り要介護者を増やさないこと、同時にこれまで以上に介護サービスの適正化等の給付費抑制に向けた対策を強化していく必要があります。

本町の高齢者・介護福祉については、本計画と平成26年度に策定した「湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

【障がい者福祉】

障がいのある方が住み慣れた地域で、人間として尊重され、健常者と同じく自立した生活を送るためには、地域の人たちが障がい者に対する正しい理解を深めることが一番大切なことです。

3 社会福祉 健やかにいきいきと暮らせる ぬくもりのあるまちづくり

町民アンケートでの生活面の満足度における「障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制」では、「満足」が前回調査の4.3%から5.6%へ微増、「不満」が28.9%から16.7%へと10%以上減少しており、若干ではありますが、この5年間で障がい者を取り巻く環境の改善が進んだものと思われます。

近年、介護保険制度や障がい者総合支援制度に見られるように、福祉制度は「施設」から「在宅（地域）」へと移行してきており、障がい者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、「働く場所」や「住む場所」の確保に努めるとともに、現在町内において運営されているサービス提供事業者の支援、さらには新たな事業者の参入を促進するなど、利用者のニーズに応じた環境に近づける努力が必要です。また、障がい者の家族の負担を軽減するための支援体制の確立が求められています。

本町の障がい者福祉については、本計画と平成26年度に策定した「湧別町障がい者福祉計画（平成27年度～平成29年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

基本方針（まちの将来像）

地域福祉	・昔ながらの支え合い（互助）の精神の下、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす環境が確立されている。 ・ニーズに合った福祉サービスを受けることができる。 ・行政、関係機関が連携して地域の見守り体制が充実している。
高齢者・介護福祉	・高齢者の経験や知識を生かす場所があり、楽しみや生きがいを持って心身ともに健康で生活できる。 ・介護保険サービス、町独自サービス、ボランティア等の支援体制が充実し、介護が必要となっても地域で安心して暮らすことができる。 ・日頃から介護予防に対する意識が高く、いつまでも自分らしく自立した生活を送っている。 ・介護が必要な状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる支援体制が確立されている。
障がい者福祉	・地域の人たちが障がい者に対する理解を深め、障がい者と健常者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が確立されている。 ・相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制が確立されている。 ・障がい者がいきいきと働くことができる地域社会が実現している。

主要施策

地域福祉	・子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、お互いに支え合う総合的なネットワークづくりを推進します。 ・地域住民がボランティア活動に気軽に参加できるような体制整備とボランティア組織への支援、さらにその活動を支える人材の確保と育成に努めます。 ・老朽化した地域福祉活動拠点施設の環境整備を図ります。
高齢者の健康保持と介護予防の促進	・高齢者がいつまでも自分らしく自立した生活を継続できるよう介護予防教室を実施します。また、介護予防に対する意識を高めるための普及啓発活動を行います。

第1章

総合計画
策定の趣旨

第2章

湧別町の
概況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

在宅福祉と 介護の充実	・地域包括支援センターは、高齢者やその家族等が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、必要な助言・支援を行います。 ・介護者や介護を必要とする方の経済的・精神的負担を軽減するため、在宅介護事業の充実を図ります。 ・地域包括ケア会議を定期的に開催し、日頃介護保険事業所等が抱える課題の解決に努めます。 ・地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。 ・認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置及び早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。 ・生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を推進します。 ・福祉施設・設備の充実を支援します。 ・生計困難者等に対するサービス利用時における負担軽減の支援を行います。
障がい者福祉	・障がい者が暮らしたい場所で暮らしていけるよう障がいの特性に応じた福祉サービスの提供に努めます。 ・障がいのある人への適切な保健サービスの充実と障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療の推進を図ります。 ・障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見・早期療育、さらに学齢期への円滑な移行、学校教育など年齢に応じ、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。 ・相談事業所との連携を強化し、障がい者が気軽に専門的な助言・指導が受けられるよう相談体制の充実を図ります。 ・障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現を目指し、就労の場の提供と働く障がい者を社会全体で応援する取組を推進します。 ・障がいの特性に応じた居宅サービスの充実とケアマネジメントに取り組み、障がい者の日常生活を支援します。
介護保険事業	・介護保険事業会計の健全化・安定化のため、介護予防の推進や介護保険サービス供給量に見合った保険料設定を行います。 ・制度内容の周知、相談体制の充実を図ります。

施策の達成指標と目標値

指 標		現状値(前回の値)	目標値(平成33年度)
満足度	老後も地域で安心して暮らすための支援体制	満足 6.5% (4.3%) 普通 44.1% (39.7%) 不満 25.5% (28.9%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(53.1%以上)
	障がいのある方や家族が安心して暮らすための支援体制	満足 5.6% (3.7%) 普通 48.1% (43.8%) 不満 16.7% (21.2%)	満足と普通の合計を5%以上増加させる。(56.4%以上)

第6期北海道障がい福祉計画について【基本的な考え方】

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

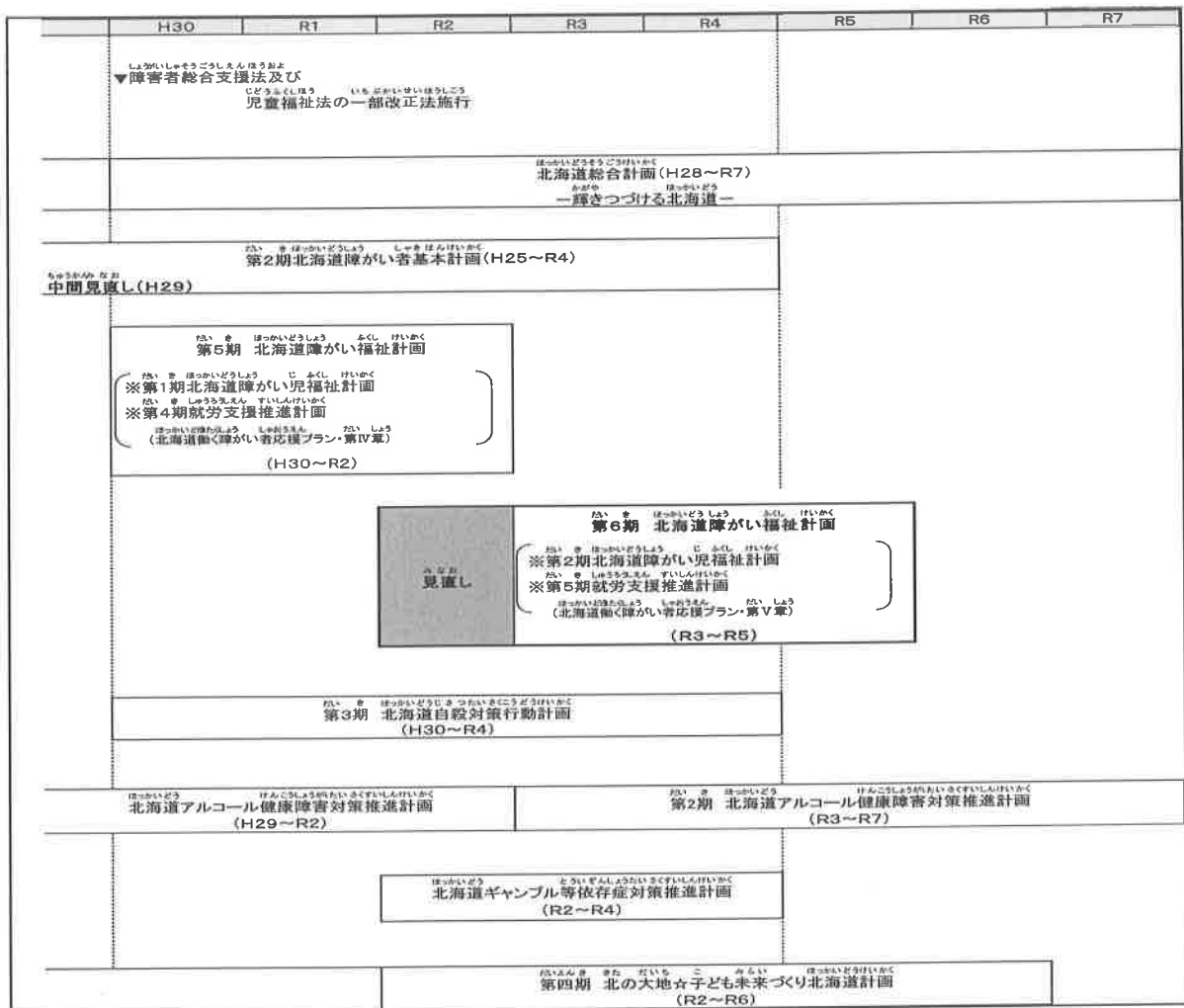
道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の2に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととします。

なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づき策定する「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

(2) 計画期間及び内容

計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第5期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。

市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。



3 けいかく さくていたいせいとう 計画の策定体制等

(1) けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

ア しんぎかいとう きやうぎ 審議会等における協議

けいかく さくてい かか そうかつてき きやうぎ しょうがいしゃきほんほう もと せっち
 計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する
 ほっかいどうしやう しやし さくすいしんしんぎかい きやうぎ
 「北海道障がい者施策推進審議会」において協議します。

なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、ほっかいどう
 じりつしえんきやうぎかい ほっかいどうしやう しやしゅうろうしえんすいしんいんかい きやうぎ
 自立支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議
 します。

イ かんけいぶきやう きやうぎ 関係部局との協議

ほっかいどうしやう しやしやうれい もと ちやうない せっち ほっかいどうしやう しや く
 北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしや
 ちいき すいしんほんぶがんじかい かつやう きやうぎ
 すい地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。

(2) しちやうそん れんけい 市町村との連携

しょうがいほけんふくしけんいき せっち しょう ふくしけいかくとうけんいきれんらくきやう
 21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協
 ぎかい しちやうそん けいかく ちやうせい はか どうおよ しちやうそんかん いけんこうかん
 議会」において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換

をおこな
を行います。

(3) 道民等の意見反映

各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体等を通じてアンケート調査を実施するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。

4 計画策定のポイント

計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年5月に国から示された基本指針は、第5期計画の基本指針とほぼ同様となっていることから、基本的な骨格については、第5期計画を踏襲することとします。

なお、成果目標については、国の基本指針及び第5期計画の実績等を踏まえた上で設定します。

(参考：国指針に定める成果目標)

区分	令和5年度目標に対する国指針の考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上の者が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度における精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 令和5年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。 令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にするこことや入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後一年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。
地域生活支援拠点等有する機能の充実	令和5年度までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 就労移行支援事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。 就労継続支援A型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。 就労継続支援B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

くぶん 区分	れいわ ねん ど もく びょう たい くに し しん かん が かんが 令和5年度目標に対する国指針の考え方
	れいわ ねん ど しゅうろう いこう しえん じぎょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう もの 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	しゅうろう いちやく しえん じぎょう しゅうろう いちやく りつ しゅうろう いちやく しえん じぎょう じょ 就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
しょう じ しえん てい 障がい児支援の提供体制の整備	れいわ ねん ど まつ かくし しょう さん また かくけん いき か しよ いじょう じどう はったつ しえん 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。
	れいわ ねん ど まつ とう どう ふけん なんちやう じ しえん ちゅうかく てきき のう 令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
	れいわ ねん ど まつ かくし しょう さん また かくけん いき おも じゅうしやう しん しん しやう じ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。
	いりやう てき じ てきせつ しえん う れいわ ねん ど まつ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
そうだん し えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実・強化等	し しょう さん また けん いき そうだん し えんたいせい じゅうじつ きょうか ちゅうりくみ 市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。
しょう かく し 障がい福祉サービス等の質の向上	じていしやう がいふく し じぎょう しや およ じていしやう がい じつしやう し えん じぎょう しや とう たい 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

5 けいかく すいしん けいほん てききこう 計画推進のための基本的事項

(1) めざ ほうこう 目指す方向

道では、これまで、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を進め、「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進、発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。

第6期計画においては、これらのほか、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指します。

(2) 計画推進のための基本的な考え方

① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

② 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

③ 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

⑤ サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援
 発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実
 精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

⑨ 就労支援施策の充実・強化
 障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

⑩ 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上
 サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。
 また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進
 市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。

6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

第6期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール	
9月	○関係団体等を通じてアンケート調査（当事者の意見聴取）
10月	○北海道障がい者施策推進審議会
12月	○計画（素案）～議会報告 ○素案に対するパブリックコメント
1月	○北海道障がい者施策推進審議会
2月	○計画（案）～議会報告
3月	○計画策定

第 6 期 湧別町
障がい者基本計画・障がい福祉計画
第 2 期 湧別町障がい児福祉計画
(令和 3 年度～令和 5 年度)

(素案)

湧 別 町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の内容	2
4. 計画期間及び見直しの時期	2
5. 計画の基本理念	3
6. 計画の目標及び体系	8
7. SDGsを踏まえた計画の推進	11

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1. 総人口	13
2. 身体障がい者	14
3. 知的障がい者	14
4. 精神障がい者	15
5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者	15
6. 発達障がい者	16
7. 高次脳機能障がい者	16
8. 難病患者（特定医療費（指定難病）医療等受給者）	17
9. 障害福祉サービス受給者の障害支援区分の認定状況	18
10. 障害支援区分別サービス支給決定状況	18
11. 障害児サービス支給決定状況	19

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実	
（1）生活支援	20
（2）保健・医療	22
2. 自立と社会参加の促進	
（3）療育・教育	23
（4）就労支援	24
（5）社会参加	25
3. バリアフリー社会の実現	
（6）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	26
（7）生活環境	28
（8）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	29

第4章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標と実績

- 1. 施設入所者の地域生活への移行 30
- 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 31
- 3. 地域生活支援拠点等の整備 31
- 4. 福祉施設から一般就労への移行等 32
- 5. 障害児支援の提供体制の整備等 34

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

- 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 35
- 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 36
- 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 36
- 4. 福祉施設から一般就労への移行等 37
- 5. 障害児支援の提供体制の整備等 38
- 6. 相談支援体制の充実・強化等 40
- 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 40

第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

- 1. 訪問系サービス 41
- 2. 日中活動系サービス 43
- 3. 居住系サービス 47
- 4. 相談支援 48
- 5. 障害児支援事業 49
- 6. 地域生活支援事業 51

第7章 計画の推進体制等

- 1. 実施体制 56
- 2. 進行管理体制・評価方法 56

第8章 湧別町の障がい者一般施策

- 1. 障がい者施策の基本方針 57
- 2. 湧別町の障がい者一般施策事業 57

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進む中、障がい者施策のニーズは複雑多様化していると考えられています。

また、障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成18年度に障害者自立支援法を施行し、身体・知的・精神の3障がいにかかる各種サービスの一元化を図るなど、福祉サービスの提供体制の整備を行いました。さらに、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、従来の3障がいに加え障がいの定義に新たに難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」を施行しました。

また、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が施行されるなど、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されてきました。

このような状況のなか、本町ではこれまで「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「湧別町障がい児福祉計画」を定め、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策の推進を図ってきました。

本計画は、第5期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び第1期湧別町障がい児福祉計画の期間が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行った上で、本町における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにするため、新たに「第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定するもので、「第2期湧別町総合計画（平成29年度～令和3年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

3. 計画の内容

北海道の障がい福祉計画等と調和を保つとともに、障害福祉サービスの充実、施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援体制の充実など、地域生活支援事業を引き続き推進します。

また、障がい児福祉計画については、北海道の障がい児福祉計画と調和を保つとともに、障害児通所支援事業の充実や支援体制の整備など、障がい児支援施策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、国の基本方針、北海道の計画の動向を見定めつつ、地域の実情も加味した内容としていきます。

4. 計画期間及び見直しの時期

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

年度 計画名	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
湧別町障がい者基本計画	第5期計画			第6期計画		
湧別町障がい福祉計画						
湧別町障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

5. 計画の基本理念

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針などを踏まえ、次に掲げる点を基本理念として策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスなどの支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者の定義を、障害者手帳の有無に関わらず、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病などがあるために日常生活及び社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方とし、どの地域でも平等なサービスを受けることができるような体制づくりに努めます。

また、発達障がい・高次脳機能障がいについては、精神障がいを含めることとされていることから、難病等と合わせて、障害者総合支援法に基づく給付対象である旨の周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制の整備に努めるとともに、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり・インフォーマルサービス（近隣・友人・ボランティアなど、公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の支援）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援拠点については、障がい者の高齢化・重度化やいわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして求められていることから、複数市町村による共同整備や他法他施策と連携した整備も含めて検討していきます。

また、精神障がいのある方が、差別や偏見を受けることなく、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応する地域

包括ケアシステムの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備に努めます。

- ①地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援等、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、北海道や広域的な専門機関及び近隣市町村と連携しながら、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制づくりに努めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から全ての年代において切れ目の無い一貫した支援を継続して提供する体制の構築に努めます。

さらに、障がい児がサービス等を利用することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に地域の保育・教育などの支援を受けて成長できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健・医療・障害福祉・保育・教育などの支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害福祉人材の確保

障がい者の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施の検討や多職種間の連携を推進するとともに、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに関係機関・関係者と協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などに努めます。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進するための方策を検討します。

●その他の事項

①障がい者等に対する虐待の防止

相談支援専門員などに対し、常日頃から虐待防止に対する高い意識を持ちながら障がい者やその介護をする方の支援に当たるとともに、虐待の早期発見に努め、発見時は速やかな通報を行うよう普及啓発を図ります。

また、相談支援体制の強化などにより、虐待の防止・早期発見・早期対応を行えるよう支援体制の構築・充実を目指します。

②障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、人権意識の普及啓発に努めます。

また、障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる、利用しにくい設備や偏見などのいわゆる社会的障壁の除去に努めます。

さらに、合理的配慮（障がい者等から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に過度な負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な便宜）の提供に取り組むとともに普及啓発に努めます。

③障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保について、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築などを通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めるよう支援を行うなど、防災対策をともに考えていきます。

④発達障がい者等に対する支援

国が推進しているペアレント・トレーニング（保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方などを学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの）及びペアレント・プログラム（育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム）の導入、ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）の活用な

どについては、ニーズが少ない・体制が整わないなどの理由により、早期の実施は難しい状況ですが、実施の必要性について関係部署と検討を行っていきます。

⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

サービス事業所等において適切な支援が行えるよう人材育成や支援体制の整備に努めます。

⑥依存症対策の推進

アルコール・薬物などの依存症に対する誤解・偏見を解消するために普及啓発を図り、依存症である方及びその家族に対する適切な支援に努めます。

6. 計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨が規定されています。

本町においても、障害者基本法の理念に則り、障がいのある方が必要とするサービスを利用しながら、社会を構成する一員として主体的に社会に参加し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、第2期湧別町総合計画に掲げる基本目標である「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の推進に向け、次に掲げる点に配慮して、障がい者施策の一層の促進を図ります。

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある方の入所施設等から地域生活への移行や地域での生活の継続のためには、住み慣れた地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが重要であり、相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の構築や、関係機関の連携、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などに努め、障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

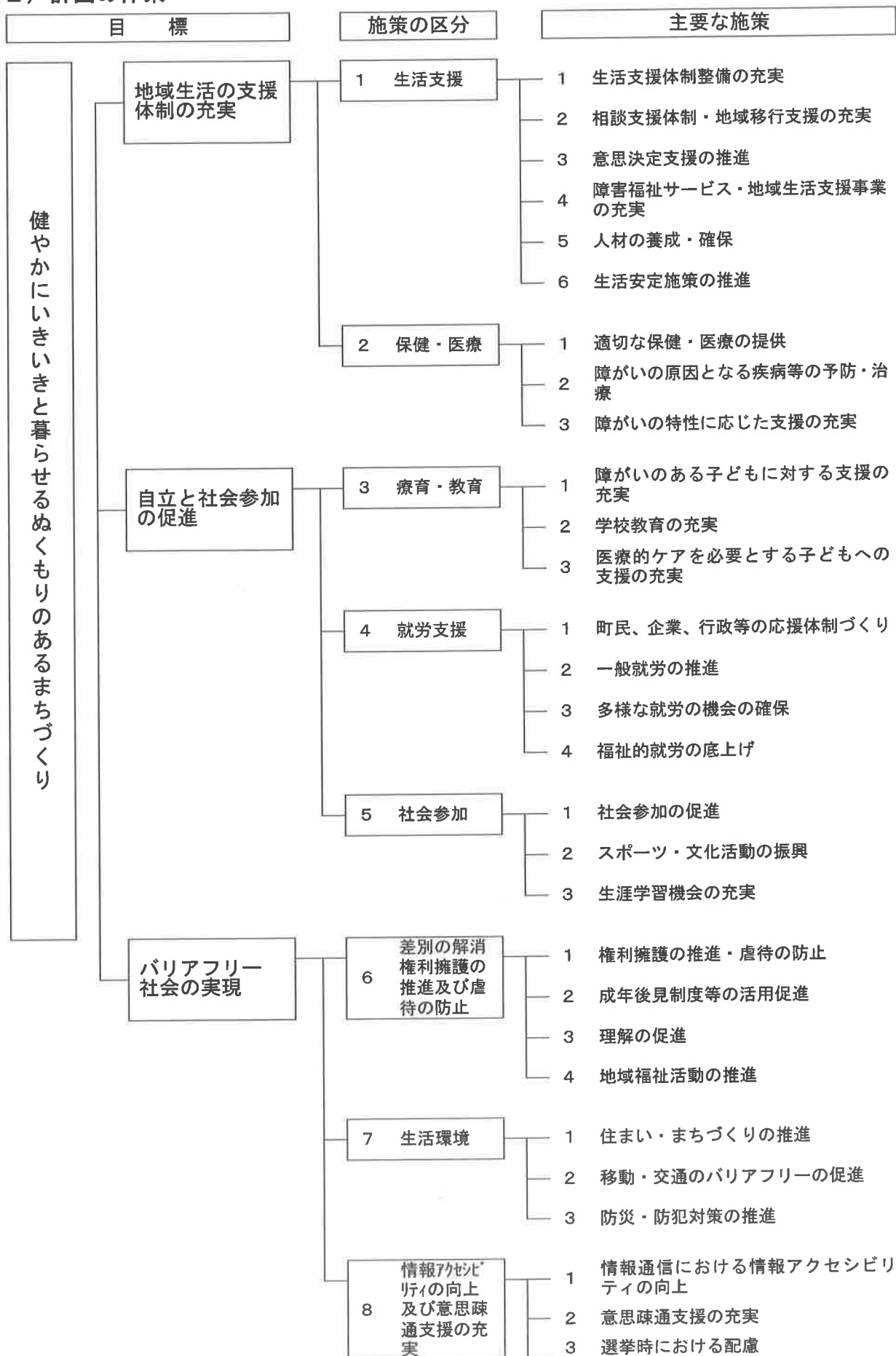
障がいのある方が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、自治会等の住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

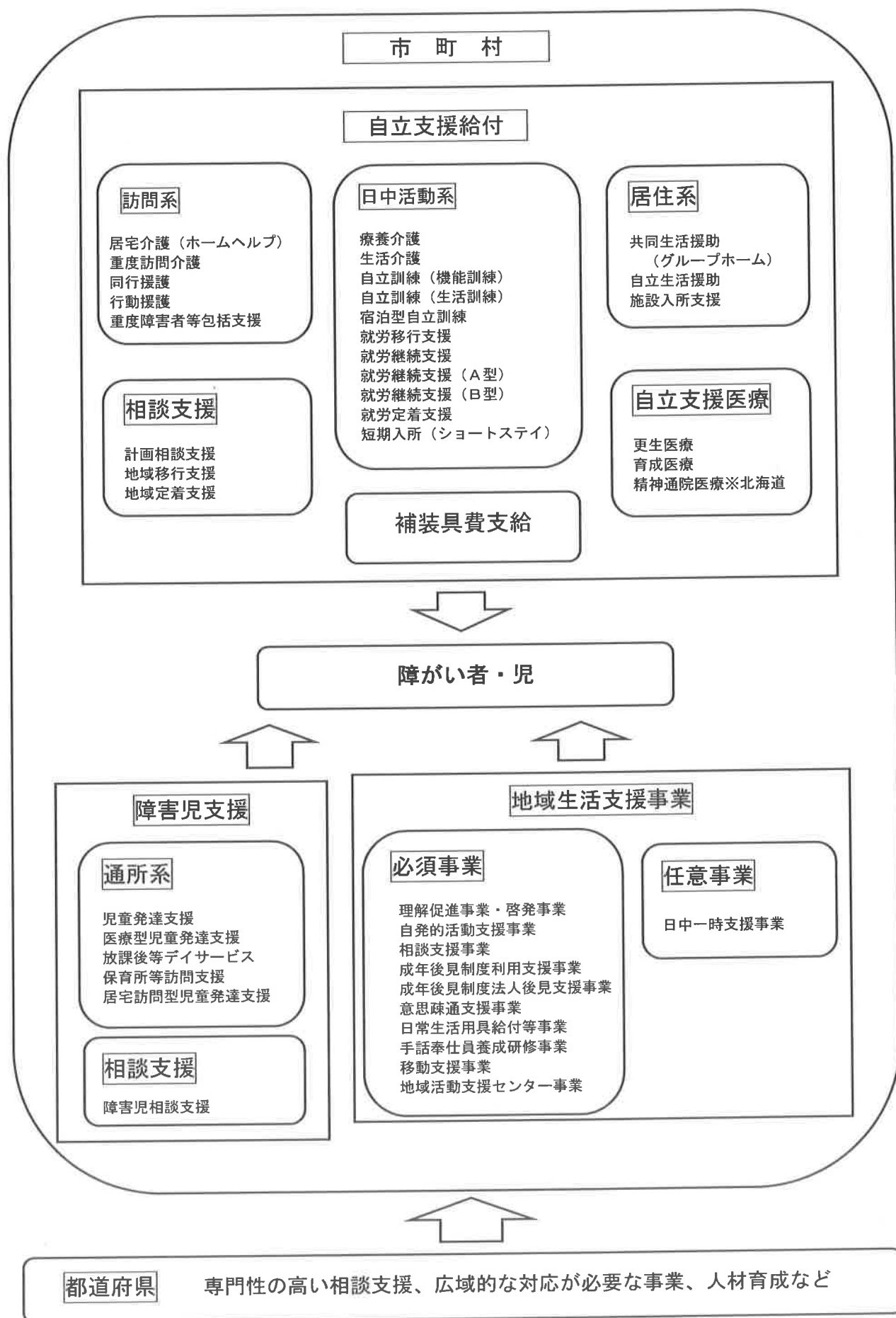
③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある方への理解を進め、虐待や差別・偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい・公共的施設・交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある方の情報利用のバリアフリー化など、本町の地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系



(3) 障害福祉サービスの体系



7. SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、持続できるという Sustainable（サステイナブル）の S、開発という Development（ディベロップメント）の D、目標である Goal の複数形 Goals（ゴールズ）の G と s の略称であり、日本語訳として『持続可能な開発目標』とされています。

SDGs は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で達成年限とする国連加盟国193か国の国際社会の共通目標で、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17の目標と169のターゲット（具体目標）及び232の指標で構成されており、先進国と開発途上国が一丸となって取り組みを行っています。

我が国においても2016（平成28）年に『SDGs 実施指針』を策定し、積極的に取り組みを進めています。

湧別町では、本計画の各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、基本理念・目標の達成に向けてSDGsの視点を取り入れた各種施策の推進を図ります。



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

※包摂的…誰一人取り残さない。最も遅れているところのニーズと関心を最優先することを意味する。



7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10. 人や国の不平等をなく そう

国内および国家間の格差を是正する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



11. 住み続けられるまちづ くりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



9. 産業と技術革新の基 盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的 な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



16. 平和と公正をすべての 人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナリーシップで目標 を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1. 総人口

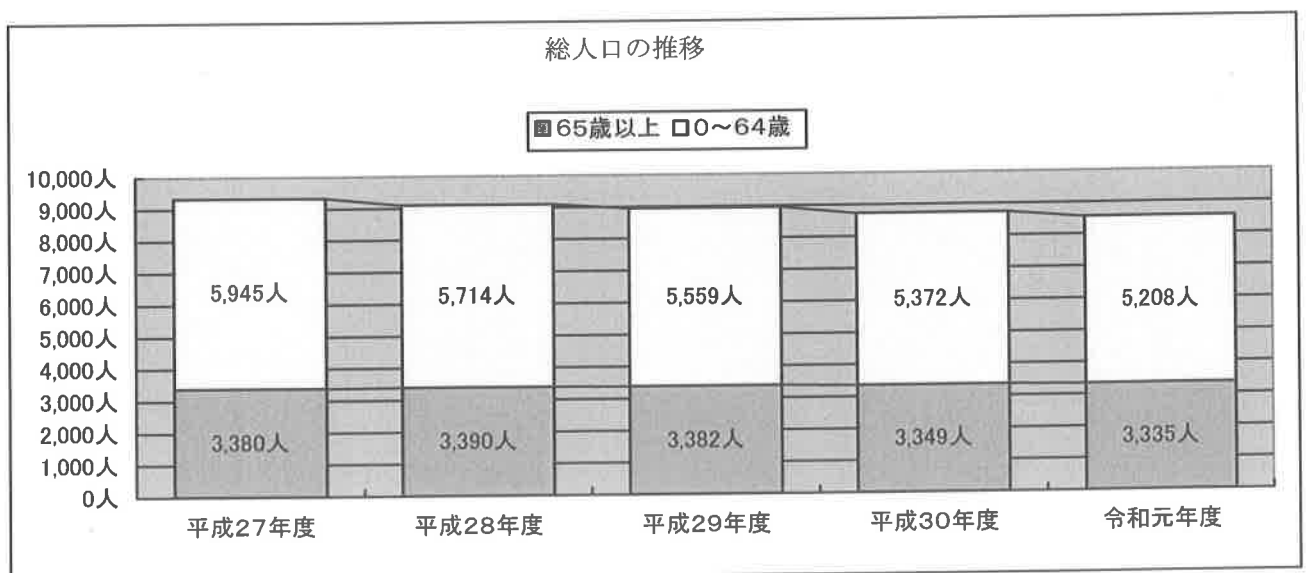
湧別町の人口は、昭和40年代以降は社会情勢の変化に伴い減少傾向が続き、現在も緩やかに減少を続けている状況にあります。過去5年間の人口の推移を見ると平成27年度には9,325人だった人口が、令和元年度には8,543人となり約8.4%（782人）減少しています。

年代層別に見ると、65歳以上の人口と64歳以下の人口ともに減少している状況がありますが、平成27年度と令和元年度を比較して、65歳以上の人口が約1.3%減少とほぼ横ばいであるのに対し、64歳以下の人口が約12.4%減少と減少率が非常に高く、本町においても高齢化が進行しています。

総人口の推移

年度	実数			構成比		
	総人口	0～64歳	65歳以上	総人口	0～64歳	65歳以上
平成27年度	9,325人	5,945人	3,380人	100%	63.8%	36.2%
平成28年度	9,104人	5,714人	3,390人	100%	62.8%	37.2%
平成29年度	8,941人	5,559人	3,382人	100%	62.2%	37.8%
平成30年度	8,721人	5,372人	3,349人	100%	61.6%	38.4%
令和元年度	8,543人	5,208人	3,335人	100%	61.0%	39.0%

※住民基本台帳による3月31日現在の人口



2. 身体障がい者

本町の身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末時点では526人で、総人口に占める割合は約6.2%となっています。障がい種別に見ると手帳所持者のうち約63.5%が肢体不自由で、次いで内臓機能障害が約26.2%を占めています。近年は減少傾向にあります。(総人口8,543人)

身体障害者手帳所持者数

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	0人	15人	15人	0人	17人	17人	0人	16人	16人
聴覚・平衡機能障害	1人	35人	36人	1人	36人	37人	1人	35人	36人
音声機能・言語機能等障害	0人	2人	2人	0人	3人	3人	0人	2人	2人
肢体不自由	3人	377人	380人	3人	337人	340人	2人	332人	334人
内臓機能障害	2人	128人	130人	1人	131人	132人	1人	137人	138人
計	6人	557人	563人	5人	524人	529人	4人	522人	526人

各年度末現在値

3. 知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、令和元年度末時点で129人となっており、総人口に占める割合は約1.5%となっています。このうち18歳以上は約80.6%を占めており、近年はゆるやかな増加傾向にあります。(総人口8,543人)

療育手帳所持者数

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
A判定	3人	34人	37人	3人	34人	37人	3人	35人	38人
B判定	23人	62人	85人	20人	67人	87人	22人	69人	91人
計	26人	96人	122人	23人	101人	124人	25人	104人	129人

各年度末現在値

4. 精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末時点で54人となっており、総人口に占める割合は約0.6%となっています。所持者は全て18歳以上の方であり、等級別では手帳所持者の約64.8%が2級となっています。近年ではゆるやかな減少傾向にあります。(総人口8,543人)

精神障害者保健福祉手帳所持者数

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1級	0人	8人	8人	0人	7人	7人	0人	7人	7人
2級	0人	37人	37人	0人	37人	37人	0人	35人	35人
3級	0人	13人	13人	0人	12人	12人	0人	12人	12人
計	0人	58人	58人	0人	56人	56人	0人	54人	54人

各年度末現在値

5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者

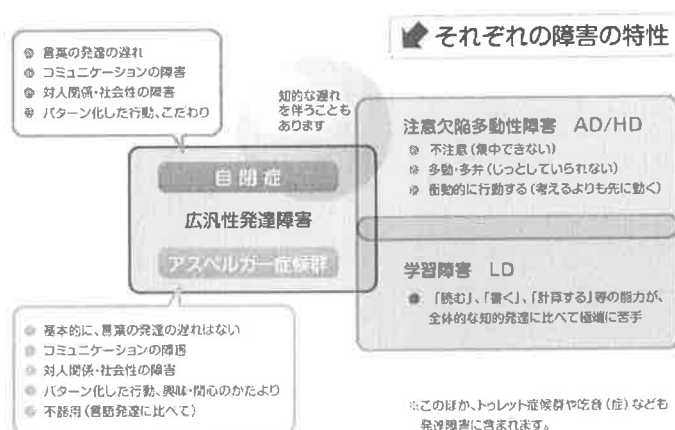
自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかん含む）で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し支給することにより、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。手帳を所持しない方も受給されています。

実施主体が北海道であるため、本町住民の明確な受給者数は把握しておりませんが、120人程度（概ね1.4%程度）の方が受給されており、近年は、ほぼ横ばいの状況であると思われます。

6. 発達障がい者

発達障がいとは、「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）」により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、障害者基本法により「精神障害（発達障害を含む。）」とされています。

精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者の中には発達障がいのある方が含まれますが、発達障がい単独の手帳制度はないため、本町の発達障がい者の実数を把握することは難しい状況です。



7. 高次脳機能障がい者

病気や事故による脳損傷者の中には、麻痺などの目立った後遺症もなく、一見したところ病前と同じように見えるのに、家庭生活や社会生活を送るようになって大きな困難が生じ、一般的な診察だけでは障がいが見逃されやすい人たちが数多くいることがわかってきました。国では平成16年に行政的診断基準を設け、高次脳機能障がいを、「脳損傷の結果、記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいを持ち、生活障がいがある場合」と定義しました。

国の行政的定義がなされたことで、高次脳機能障がい者は精神障がい者保健福祉手帳の対象となり、また、手帳の所持に関わらず障害者総合支援法に基づく給付の対象となりました。しかし、症状的に軽微に捉えられ、性格上の問題と考えられてしまうことも多く、サービスの利用につながらず対応困難な事例としてあがることも少なくありません。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が進んでいないこともあり、本町の高次脳機能障がい者の実数を把握することは難しい状況です。

8. 難病患者（特定医療費（指定難病）医療等受給者）

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）」によると、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病とされています。

そのうち、国が指定する疾病（指定難病）となっている333疾病（令和元年7月1日時点）に関しては、指定医療機関から受ける当該疾病に係る医療に要した費用が特定医療費として支給される医療費助成制度の対象となっており、認定されると特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されます。

また、児童福祉法に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病となっている762疾病に関しても、医療費助成制度の対象となっており、認定されると小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されます。

さらに、北海道においては、単独で4疾病を特定疾患治療研究事業として医療費助成制度の対象としており、認定されると特定疾患医療受給者証が交付されます。

なお、難病患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象となりました。

本町の受給者数は、特定医療費（指定難病）医療が令和元年度末時点で62人で総人口に占める割合は約0.73%、小児慢性特定疾病医療が令和元年度末時点で12人で総人口に占める割合は約0.14%、特定疾患医療が令和元年度末時点で6人で総人口に占める割合は約0.07%となっており、近年の傾向ではゆるやかな減少傾向にあります。（総人口8,543人）

特定医療費（指定難病）医療等受給者数

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	新規交付者	年度末受給者	新規交付者	年度末受給者	新規交付者	年度末受給者
特定医療費（指定難病）医療	14人	73人	9人	65人	8人	62人
小児慢性特定疾病医療	0人	15人	1人	14人	0人	12人
特定疾患医療	0人	5人	0人	5人	1人	6人
計	14人	93人	10人	84人	9人	80人

資料：紋別保健所

各年度末現在値

9. 障害福祉サービス受給者の障害支援区分の認定状況

(令和2年3月31日現在)

認定数	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	0人	0人	3人	1人	1人	2人	4人	11人
知的障がい	18人	0人	2人	5人	13人	12人	10人	60人
精神障がい	7人	0人	1人	3人	1人	0人	0人	12人
難病患者等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
児童	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
合計	26人	0人	6人	9人	15人	14人	14人	84人

10. 障害支援区分別サービス支給決定状況

(令和2年3月31日現在)

	未認定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
居宅介護	—	0人	3人	0人	2人	0人	1人	6人
重度訪問介護	—	—	—	—	0人	0人	1人	1人
同行援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
行動援護	—	—	—	0人	1人	2人	1人	4人
重度障害者等包括支援	—	—	—	—	—	—	0人	0人
短期入所	1人	0人	0人	0人	3人	1人	2人	7人
療養介護	—	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
生活介護	—	0人	1人	6人	13人	13人	12人	45人
施設入所支援	—	0人	0人	1人	7人	7人	10人	25人
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	15人	0人	3人	8人	5人	6人	1人	38人
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練(機能)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練(生活)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労継続支援A型	10人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	11人
就労継続支援B型	6人	0人	2人	2人	2人	1人	1人	14人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計画相談支援	23人	0人	4人	8人	14人	14人	13人	76人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※サービスを複数利用している場合があるため、障害支援区分の認定状況の合計と一致しない。

11. 障害児サービス支給決定状況

(令和2年3月31日現在)

	身体 障がい	知的障がい			精神 障がい	合計
		手帳あり	手帳なし	計		
児童発達支援	0人	1人	29人	30人	0人	30人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	2人	11人	21人	32人	0人	34人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	2人	12人	50人	62人	0人	64人
障害児相談支援	2人	12人	50人	62人	0人	64人

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実

(1) 生活支援

【施策の方向】

障がいのある方が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制の整備を目指します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

【主要な施策】

① 生活支援体制整備の充実

○障がいのある方が必要なサービスを利用しながら安心して地域で生活できるよう保健・医療・福祉・労働・経済その他地域の関係機関が連携して支援する体制の整備を目指します。

○障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備に努めます。

○地域で生活する障がいのある方の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた地域生活支援拠点の整備に向けて検討を重ねます。

② 相談支援体制・地域移行支援の充実

○障がいのある方が、身近な地域で、自らの意思に基づく決定による相談支援を受けることができる体制の構築を図るため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援が受けられるような取組を推進します。

○相談支援の窓口が、障がいのある方にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応が出来る機能の充実に努めます。

○障害者相談員、民生委員・児童委員との適切な情報交換の実施と連携強化に努めます。

- 身近な地域の相談体制の充実、ケアマネジメント機能（介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること）の整備に努めます。
- 心身障害者総合相談所や児童相談所、発達障害者支援センター等の北海道や広域の専門機関との連携を強化し、町では受けることが難しい専門的な相談に対応できる体制の整備に努めます。
- 法テラス（国が設立させた公的な法人で、無料の法律相談を行っている）などの活用を促進します。
- ③ 意思決定支援の推進
 - 成年後見制度の周知に努め、活用を促進します。
 - 本人の意向を尊重した地域生活への移行を促進します。
- ④ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
 - 居宅介護（ホームヘルプ）サービス等の在宅サービスの充実を図ります。
 - 共同生活援助（グループホーム）サービス等の住まいの場の確保に努めます。
 - 移動支援サービス等の外出や移動の支援の充実を図ります。
- ⑤ 人材の養成・確保
 - 保健師や栄養士などの人材確保の推進を支援します。
 - 福祉関係職員の知識・技術の向上と地域で新たに求められている機能の確保に努めます。
 - 保健・医療関係職種の養成確保や研修体制の充実に努めます。
- ⑥ 生活安定施策の推進
 - 障がいのある方の日常生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、就業面及び生活面における一体的な支援体制の構築を図ります。

(2) 保健・医療

【施策の方向】

障がいのある方が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある方に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

【主要な施策】

① 適切な保健・医療の提供

- 医療部門と療育部門の連携を推進し、小児に対して早期の支援ができる体制づくりに努めます。
- 保健所や医療機関、福祉部門などの関連分野の連携強化を図り、切れ目のない一貫した支援体制の確保に努めます。
- 交通事故等による頭部損傷や脳血管障がいなどによって記憶・認知・言語・判断といった脳の領域にダメージを受けた高次脳機能障がいのある方が適切な支援を受けることができるよう理解の促進に努めます。
- 自立支援医療制度（精神通院医療・更正医療・育成医療）などの医療給付制度の利用を促進します。

② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談支援や発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査などの実施及び子育て支援を行う母子保健活動の充実の支援に努めます。
- 障がいが重くなる・他の症状が現れるなどのいわゆる二次障がいの実態や原因の把握に努めます。

③ 精神障がいのある方や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

- 精神障がいのある方の地域生活を支援するため、保健所や医療機関などとの連携強化を図るとともに、自助グループの活動支援を行います。
- 精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、協議の場の設置の実現に努めます。
- 難病に対する理解の促進に努めるとともに難病患者やその家族への適切な情報提供や相談支援に努めます。

2. 自立と社会参加の促進

(3) 療育・教育

【施策の方向】

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を、地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

【主要な施策】

① 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 発達の遅れや障がいのある子どもに必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所・保健所・教育委員会・医療機関・学校など地域の関係機関と連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期へ一貫した支援が提供できる体制の構築に努めます。
- 発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるために、乳幼児健康診査などの実施及び子育て支援を行う母子保健活動の充実の支援に努めます。
- 保護者の不安に寄り添い、保護者の主体性に基づいた相談体制の充実に努めます。
- 専門機関や療育・教育関係機関との連携による療育相談・指導など支援の充実に努めます。
- 障がいの特性に配慮した教育及び相談・指導体制の充実を支援します。

② 学校教育の充実

- 保健・医療・福祉などの関係機関が連携して教育相談を推進するとともに学校に円滑な引き継ぎを行うなど、幼児教育・義務教育の充実に努めます。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流活動の充実を支援します。
- 発達障がいの児童・生徒に対する教育支援について、国や道との連携強化を図ります。

③ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 医療的ケアを必要とする子どもが自ら選択した地域で生活できるよう、情報提供の強化や支援の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする子ども等への支援の充実を図るため、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関による協議の場の設置に向けて検討を重ねます。

(4) 就労支援

【施策の方向】

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現をめざし、働く障がい者を社会全体で応援する取り組みを促進するとともに、企業等と連携・協働し、障がいのある方の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃水準の向上や職場定着を促進します。

【主要な施策】

① 町民、企業、行政等の応援体制づくり

○障がいのある方の雇用への理解を促進します。

○「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がいのある方が就労する事業所や障がいのある方を雇用している企業等への発注に努めます。

② 一般就労の推進

○ハローワーク、オホーツク障がい者就業・生活支援センター、北見地方障がい者職親会、労働関係機関などとの連携強化や情報の共有化を図り、障がいのある方の雇用を促進するとともに一般就労への移行を支援する体制づくりに努めます。

○関係機関の連携により職業面及び生活面が一体化した総合的支援の実施に努めます。

○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。

③ 多様な就労の機会の確保

○適性に応じた職種についての知識・技能の習得による職業的自立の促進を支援します。

○企業、経済団体、福祉団体との連携・協力による就労機会の確保に努めます。

○障がいのある方の農業分野・水産業分野における就労（農福連携・水福連携）に関する理解促進を図るとともに取り組みへの支援に努めます。

④ 福祉的就労の底上げ

○就労系サービス事業所等での就労の場の確保に努めます。

○障害福祉サービス事業所等で作られた製品の販売促進を図ります。

○民間企業との連携・協働により販路拡大に努めます。

(5) 社会参加

【施策の方向】

障がいのある方自らの選択と決定により参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある方の社会参加を促進するよう、社会のあらゆる面でのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上をはじめとする環境整備に努めます。

さらに、障がいのある方と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

【主要な施策】

① 社会参加の促進

- 障がい者団体との連携強化を図ります。
- 地域の実情に応じた地域生活支援事業の実施に努めます。
- 社会参加活動に関する相談や情報の収集・提供に努めます。
- 地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある方たちが参加しやすいよう、障がいのある方の参画や主催者による合理的配慮の提供の促進を図るため、周知に努めます。
- 障がいのある方と地域住民等が交流する場の整備を促進します。
- 聴覚障がいのある方のための手話等の意思疎通の手段を選択する機会の確保や情報の取得または利用の手段についての選択の機会の拡大に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある方に対する点字や字幕などによる情報提供の支援に努めます。
- 移動支援事業等の移動に関する支援の利用を促進するとともに、障がいのある方に関する移動手段の必要性や合理的な配慮について広く周知し、移動が円滑に行えるよう支援に努めます。
- 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための支援に努めます。

② スポーツ・文化活動の振興

- 障がい者スポーツへの理解の促進、障がい者スポーツ大会開催等に関する周知に努めます。
- 障がいのある方の自己実現を図る機会の充実を図るとともに障がいのある方に対する理解を促進するため、芸術・文化活動の支援に努めます。

③ 生涯学習機会の充実

- 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習情報提供と学習機会の充実に努めます。

3. バリアフリー社会の実現

(6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【施策の方向】

障がいのある方への差別を禁止し、障がいのある方の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

【主要な施策】

① 権利擁護の推進・虐待の防止

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21北海道条例第50号）」の趣旨に沿った障がい福祉の普及・啓発に努めます。
- 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについて周知を図るとともに、苦情の適切な解決に努めます。
- 障がいのある方の消費者としての利益の擁護を図るため、わかりやすい情報の伝達が出来るような環境の整備に努めるとともに関係機関などとの連携を強化し、普及啓発に努めます。
- 裁判や捜査の際などにおいて、障がいのある方が自分の権利をしっかりと伝えることができるよう、障がい特性に応じた情報伝達と意思疎通手段の確保と司法手続きなどにおける配慮の促進に努めます。
- 触法障がい者の退所時における地域生活への移行の支援に努めます。
- 虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応と援助を行います。
- 関係団体や関係機関と連携・協力し、虐待防止等のための効果的な体制づくりの構築に努めます。

② 成年後見制度等の活用促進

- 判断能力が十分ではないが身寄りがないなどの理由により親族等による後見等開始の審判の申し立てができない障がい者等に対する成年後見制度の活用促進に努めます。

③ 理解の促進

- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や障がいのある方に対する必要かつ合理的配慮の提供についての町民の理解を深めるため、「広報ゆうべつ」「かわらばん」「湧別町ホームページ」などを活用した広報啓発活動の推進に努めます。
- 「チューリップフェア」「産業まつり」などの各種行事での障がいのある方が作成した作品を自ら展示・販売する活動を通して、町民と障がいのある方との相互理解を図る交流機会の拡大を図ります。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を推進することで外見から分かりにくい障がいなどで周囲の方からの配慮を必要としている方への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を促進します。

④ 地域福祉活動の推進

- 町民が障がいのある方とともに参加する行事・活動を推進し交流機会の拡大に努めます。
- ボランティアの育成など、地域福祉活動の推進に努めます。

(7) 生活環境

【施策の方向】

障がいのある方もない方も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安心なバリアフリー環境の整備と防災・防犯対策を推進します。

【主要な施策】

① 住まい・まちづくりの推進

- バリアフリー及びユニバーサルデザイン（年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン）の視点に立った環境整備の促進に努めます。
- 誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりの推進に努めます。
- 障がいのある方の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。
- 障がいのある方が盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設などを円滑に利用できるよう理解の促進に努めます。

② 移動・交通のバリアフリーの促進

- 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいがある方の移動手段を確保するため、道路運送法に基づく福祉有償運送制度や移動支援事業などの移動に関する支援の利用を促進します。

③ 防災・防犯対策の推進

- 災害時に支援を必要とする方の情報の把握と要配慮者一人ひとりの障がい特性に応じた避難方法の確保など平常時からの支援体制づくりの推進に努めます。
- 障がいのある方に配慮した避難所の設置などの推進に努めます。
- 障がいのため判断能力の不十分な方などに対する防犯対策の推進に努めます。
- 感染症発症時などに障がい特性に配慮した情報の提供や対策についての周知を行います。

（８）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【施策の方向】

ＩＣＴ（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実など、障がいのある方のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

【主要な施策】

① 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- ＩＣＴの発達による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化の促進に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど意思疎通に障がいのある方に対する情報提供などの充実に努めます。

② 意思疎通支援の充実

- 手話が言語であることの普及啓発に努めます。
- 視覚障がいのある方が、点訳奉仕員や朗読奉仕員の支援を受けることができる体制整備に向けて検討を行います。
- 聴覚障がいのある方が、手話通訳者や要約筆記者の支援を受けることができる体制整備に向けて検討を行います。
- ＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者など、重度の言語機能障がいのある方の意思疎通を確保するため意思伝達装置等の福祉用具の利用を促進します。

③ 選挙等における配慮

- 障がい特性に配慮した選挙情報の提供と投票所のバリアフリー化の促進に努めます。
- 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の活用及び利用方法についての周知を図ります。

第4章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

における成果目標と実績

1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する方の数を見込み、令和2年度末時点での地域生活に移行する方の数値目標を設定しておりました。

国の基本指針では、平成28年度末時点における施設入所者のうち、令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とするとされておりました。

本町においては、3人（施設入所者数の12.5%）の地域生活への移行という目標設定に対し実績見込みは0人となっており、令和2年度末で施設入所者数1人（4.2%）の減少という目標設定に対し実績見込みは1人増加となりました。

項目	数値		説明
	目標・予定	実績(見込み)	
平成28年度末時点の施設入所者数	—	24人	平成29年3月31日時点の施設入所者数
地域生活移行者数	3人	0人	施設入所者のうち、グループホーム等へ移行した人数 ※施設入所者数の12.5%で設定
新たな施設入所支援利用者数(増)	2人	2人	令和2年度末までに新たに施設入所支援が必要となる(なった)利用者数
施設入所支援不要者数(減)	—	1人	令和2年度末までに施設入所支援がなくなった人員 ※長期入院・死亡等
令和2年度末の施設入所者数	23人	25人	令和2年度末の施設入所者数見込
増減	1人減少	1人増加	令和2年度末の増減数見込

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、国の基本指針にあるとおり、令和2年度までに地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標として設定しておりました。

本町においては、地域の実情を勘案すると新たに協議の場を設置することは困難である、町内に精神科医療に携わる関係者がいないなどの課題もあり、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議を活用した町単独での設置もしくは近隣町との共同設置に向けて検討を重ねている段階にあり、今後でもできるだけ早期に設置できるよう努めていきます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、令和2年度末までに、障がいのある方の居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約などを行う拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも一つの拠点等を整備することを基本目標とされておりました。

本町においては、町内の資源だけでは地域生活支援拠点の整備に必要な機能を満たすことは困難である、近隣市町村においても資源が不足しているなどの理由により令和2年度末までの達成は難しい状況にあります。

引き続き、北海道が示す保健医療福祉圏である遠紋地域の市町村による共同整備を本町の基本的な考え方として、他法他施策と連携した整備も含めて近隣市町村や関係機関と協議・連携しながら検討していきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定しており、国の基本指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上の人が就労移行支援事業等を通じて令和2年度中に一般就労に移行することを基本とするとされておりました。

本町においては、平成28年度末で一般就労に移行した方は0人であったことから、国の基本指針によらず、目標年度においては1人の一般就労への移行を目標として設定しておりました。

一般就労への移行実績として、令和元年度に1人の方が移行されておりますが、現在、就労移行支援事業を利用されている1人の方の達成時期が令和4年6月となっており、令和2年度における実績見込みは0人となる見通しです。

項目	数値		説明
	目標	実績 (見込み)	
平成28年度の一般就労移行者数	—	0人	平成28年度において一般就労に移行した方の数
令和2年度の一般就労移行者数	1人	0人	目標年度において福祉施設から一般就労への移行が見込まれる人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、国の基本指針では、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとされておりました。

本町においては、平成28年度末で就労移行支援事業を利用した方がいなかったことから、就労移行支援事業のサービス提供事業者と連携のもとサービス利用を促進することとし、国の基本指針によらず令和2年度末における就労支援事業利用者数を1人として目標設定しておりましたが、令和元年度時点で1人の方が就労移行支援事業を利用しており、目標が達成されております。

項目	数値	
	目標	実績 (見込み)
平成28年度末における就労移行支援事業利用者数	—	0人
令和2年度末における就労移行支援事業利用者数（見込み）	1人	1人

(3) 就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所

国の基本指針では、就労移行支援事業所について、令和2年度末における就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の50%以上となることを目指すものとされておりましたが、本町には就労移行支援サービスを提供する事業所が存在しておらず該当がありません。

(4) 就労定着支援から1年後の就労定着率

国の基本指針では、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とするとされておりましたが、本町においては就労定着支援サービスの利用がなく該当がありません。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

障がい児に対しては、教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業・就労まで切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備などについて、国の基本指針に即して4つの目標を設定しておりました。

【目標】令和2年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所以上設置すること。 (遠紋圏域などで設置) ⇒ 専門的人材の養成などが難しいことから設置の目処が立っておらず、令和2年度中の設置はできない見通しです。 地域の実情などを勘案すると早期の設置は難しい状況ですが、引き続き、近隣市町村や関係機関と協議・連携しながら設置について検討していきます。
【目標】平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による医療的ケア児支援のための協議の場を設置すること。 ⇒ 主に医療機関・教育機関との連携が難しく、設置に至っておりません。 既存の自立支援協議会である障害者ケア会議の活用も含めて、引き続き、関係機関と協議・連携しながら設置に向けて検討していきます。
【目標】令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。 ⇒ サービスを提供する事業所の確保が難しく、令和2年度末までに利用できる体制を整えることは難しい見通しです。 近隣市町村にもサービスを提供する事業所はなく、早期に体制を整えることは難しい状況です。
【目標】令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヶ所以上確保すること。 ⇒ 重症心身障がい児の支援が可能な事業所の確保はできておりません。 圏域での確保を本町の基本的な考えとして、引き続き検討していきます。

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

における成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画から引き続き、地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅などに移行する方の数を見込み、令和5年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定します。

国の基本指針では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者数を令和2年度末時点から1.6%以上削減することを基本とするとされており、さらに、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成できないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を第6期計画での目標値とするとされていますが、本町においては、これまでの実績や障がい者の高齢化・重度化などから依然として施設入所支援のニーズが高い現状を勘案して、国の基本指針によらず、以下のとおり目標を設定します。

項目		数値	説明
令和元年度末の施設入所者数 (A)		25人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者数 (B)	2人	令和元年度末時点の施設入所者のうち令和5年度末までにグループホーム等への移行する人数の目標 (A)の施設入所者数の8%で設定
新たな施設入所支援利用等 (C)		1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要となる利用者数の見込み
令和5年度末の施設入所者数 (D)		24人	令和6年3月31日時点の施設入所者数見込 (A-B+C)
目標値	減少見込数 (E)	1人	差引減少見込数 (A-D) (A)の施設入所者数の4%で設定

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

前計画から引き続き、精神障がい者に対する包括的な支援を行えるようにするため、重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要であることから、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置し活性化を図ることを目指します。

本町の実情を勘案すると、新たに協議の場を設置することは困難である、町内に精神科医療に携わる関係者がいないなどの課題があり、早期の設置は難しい状況です。

本町としては、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議を活用した町単独での設置もしくは近隣町との共同設置に向けて検討を重ねるなど、できるだけ早期に設置できるよう努めることとし、具体的な目標は定めません。

また、国の基本指針では、システムの構築を推進するため、

○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

○令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

○令和5年度末における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上・86%以上・92%以上として設定することを基本とする。

とされております。

本町においては、地域の実情などを勘案し数値目標は設定しませんが、退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みの充実に努め、社会的入院（医学的には重篤でなく、在宅での療養が可能であるにもかかわらず、家庭の都合などで長期にわたって病院で生活をしている状態）の解消を目指します。

3. 地域生活支援拠点等有する機能の充実

国の基本指針では、令和5年度までに、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとされております。

本町及び近隣市町村の現状を勘案すると、社会的資源の不足などから依然として早期の整備は難しい状況ではありますが、引き続き、近隣市町村との共同整備を本町の基本的な考え方とした上で課題を洗い出し、整備の方向性の決定・対応策の検討を行えるよう、北海道が示す保健医療福祉圏である遠紋地域の市町村との連携を進めることとし、具体的な目標は定めません。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行目標

前計画から引き続き、障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する方の数値目標を設定します。

国の基本指針では、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とし、そのうち、それぞれ令和元年度実績に対して、就労移行支援事業については1.30倍以上・就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上・就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととされておりま。

本町においては、令和5年度中に2人が一般就労へ移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、これまでの実績などから、就労移行支援事業を通じての移行を2人とし、就労継続支援事業を通じての移行は見込みません。

項目		数値	説明
令和元年度実績	一般就労移行者数	1人	令和元年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数
	うち、就労移行支援利用者	1人	令和元年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人数
	うち、就労継続支援A型利用者	0人	令和元年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した人数
	うち、就労継続支援B型利用者	0人	令和元年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した人数
令和5年度目標値	一般就労移行者数	2人	目標年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人数の目標
	うち、就労移行支援利用者	2人	目標年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人数の目標
	うち、就労継続支援A型利用者	0人	目標年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する人数の目標
	うち、就労継続支援B型利用者	0人	目標年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する人数の目標

(2) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とされておりま。

本町においては、町内はもとより近隣市町村に就労定着支援サービスを提供する事業所が存在しないことから、国の基本指針によらず、数値目標は設定しません。

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業所について、令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とされておりませんが、本町には就労定着支援サービスを提供する事業所が存在していないことから、数値目標は設定しません。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

前計画から引き続き、障がい児支援の提供体制の整備について、国の基本指針を踏まえた上で本町の現状・地域の実情をなど勘案し取り組みを進めます。

(1) 児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本方針では、令和5年度末までに、重層的な地域支援体制の構築を目指すために中核となる児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされておりします。

本町の現状などを勘案すると、児童発達支援センターにつきましては専門的人材の養成が難しいなどの課題があり、保育所等訪問支援の利用につきましては町内はもとより近隣市町村にもサービスを提供する事業所がなく、依然として早期の設置・体制の構築が難しい状況です。

本町としては、保育所等訪問支援の実施可能な児童発達支援センターの設置を想定することで児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の利用体制の構築に同時に取り組むこととし、引き続き、遠紋圏域等の圏域での児童発達支援センターの設置を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとし、具体的な目標は定めません。

(2) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、令和5年度までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とするとされております。

本町及び近隣市町村に所在する事業所の現状を勘案すると、相当の経験を有する上で支援時間帯において常に対応できる嘱託医を確保する、看護師及び理学療法士・作業療法士等の訓練担当職員を常駐させるなど、重症心身障がい児の支援には専門性を必要とすることから体制を整えることは非常に困難であり、早期の確保は難しい状況にあります。

本町としては、引き続き、遠紋圏域等の圏域での確保を本町の基本的な考え方として、近隣市町村と連携しながら検討を進めることとし、具体的な目標は定めません。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和5年度までに、各市町村または都道府県の関与の上での各圏域において、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされております。

本町においては、協議の場の設置に関しては主に医療機関・教育機関との連携が難しいことから見通しが立っておらず、コーディネーターの配置に関しては町内に登録者・研修修了者がいないことから、早期の設置及び配置が難しい状況です。

本町の実情を勘案すると新たに協議の場を設置することは困難であることから、既存の自立支援協議会である障害者ケア会議の活用も含めて、引き続き、関係機関と協議・連携しながら協議の場の設置及びコーディネーターの配置に向けて検討していくこととし、具体的な目標は定めません。

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとされており、具体的な取組として、

○総合的・専門的な相談支援について、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

○地域の相談支援体制の強化として、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

とされております。

本町においては、地域の実情などを勘案し数値目標は設定しませんが、定期的に開催している障害者ケア会議の実施などにより各相談支援事業者との連携を図ることで相談支援体制の充実・強化に努めることとします。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とするとされており、具体的な取組として、

○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

とされておりますので、本町職員の研修への参加人数の見込みについて、以下のとおり目標を設定します。なお、障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果の共有体制については、地域の実情を勘案すると、現時点では必要性が低いと考えられる上で構築が難しい状況にあるため具体的な目標は設定しませんが、事業所や北海道及び近隣市町村との情報共有を図っていきます。

取組事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修への本町職員の参加人数	延べ2人	延べ2人	延べ2人

第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

見込み値については、近年の利用状況及び障がいのある方のニーズ、地域移行の推進などを勘案して設定します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事などの身体介助や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	4	3	5	5	6	7
利用時間（時間/月）	17	13	26	30	38	46

※令和2年度は実績見込値（以下同じ）

(2) 重度訪問介護

重度の障害があり常時介護を要する方に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護などを総合的に行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	1	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	10	6	0	16	16	16

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護または外出する際の必要な援助を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を要する方の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。近年はこのサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用時間(時間/月)	0	0	0	10	10	10

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

地域のサービスを必要とする障がい者等の情報を各関係機関と連携して収集し、個別の相談・助言などを通じてサービスの提供に努めます。また、障がい者等に対しサービス内容に関する情報提供を積極的に進めます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設等で日中の活動を支援するサービスです。

見込み値については、国の基本指針に基づき、近年の利用状況及び障がいのある方のニーズ、近隣地域での事業所設置状況などを踏まえて設定します。

(1) 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	1	1	1	1	1

(2) 生活介護

常に介護を要する方に、日中、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	43	44	43	45	47	49
利用量（人日/月）	872	880	879	912	950	988

(3) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能能力の維持・向上のための訓練を行います。

本町においては、利用見込みはありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

(4) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者または精神障がい者に対し、自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援・訓練を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	1	1	1	1
利用量（人日/月）	0	0	4	22	22	22

(5) 宿泊型自立訓練

知的障がい者または精神障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	0	0	0	1	1
利用量（人日/月）	30	0	0	0	30	30

(6) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	0	1	1	1	1
利用量（人日/月）	21	0	19	22	22	22

(7) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	10	11	11	11	13	15
利用量（人日/月）	178	193	195	212	250	288

(8) 就労継続支援 (B型)

一般企業等での就労が困難な障がい者等に就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数 (人)	13	15	13	13	14	15
利用量 (人日/月)	238	265	244	261	281	301

(9) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

(10) 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて施設において、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(福祉型)

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数 (人)	3	3	2	4	5	6
利用量 (人日/月)	32	32	32	43	48	53

(医療型)

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

障がい者等の自立と社会参加を基本として、障がい者等の日中活動の場の提供を推進するようサービス基盤の整備・確保に努め、また、各関係機関との連携により就労が可能な障がい者に対する就労支援に努めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等において、主として夜間や休日に提供されるサービスです。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対して、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助及び入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

平成26年4月に従前の共同生活介護（ケアホーム）と一元化されました。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	38	38	38	39	41	43

(2) 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握や体調の変化等の確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整などの支援を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

(3) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供します。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	25	25	25	26	25	24

■サービス見込量の確保のための方策

地域における居住の場としてのグループホームについて、事業者や各関係機関と連携しながら基盤整備に関する検討を行うとともに、施設入所や入院から地域生活への移行を推進します。

4. 相談支援

地域の障がい者の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス事業所との連絡・調整を行います。

(1) 計画相談支援

障がい者の自立した生活を支える適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定の基礎資料とします。また、支給決定時のサービス等利用計画に基づき、一定期間ごとにモニタリングを行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	21	15	14	17	19	21

(2) 地域移行支援

住居の確保その他の以下のような地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

- 入所施設や精神科病院への訪問による相談など
- 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- 住居を確保するための入居支援など

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	1	1	0	1	1	1

(3) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態などに対応支援を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保のための方策

障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制整備を図り、各関係機関との連携により障がい者等が適切な障害福祉サービスの利用ができるよう努めます。

5. 障害児支援事業

障がいのある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正に伴い平成24年度より障害児施設・事業が一元化されました。

障がい児支援には、障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援があり、障害児通所支援・障害児相談支援は市町村が、障害児入所支援は都道府県が実施します。

(1) 障害児通所支援

障がい児を対象に、施設等を利用し日中に提供される支援サービスです。

① 児童発達支援

就学前の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	30	30	22	23	25	27
利用量（人日/月）	70	77	68	69	75	81

② 医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に支援及び治療を行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	23	34	31	39	42	45
利用量（人日/月）	92	142	123	195	210	225

④ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。現在まで、このサービスの利用実績はありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。本町においては、利用見込みはありません。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用量（人日/月）	0	0	0	0	0	0

（2）障害児相談支援

計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間毎にモニタリングを行うなどの支援を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	31	39	33	39	42	45

■サービス見込量の確保のための方策

町内にあるサービス提供事業者が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣町のサービス提供事業所とも連携を図ります。

また、サービスを必要とする方の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

6. 地域生活支援事業

湧別町では、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

(1) 理解促進事業・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では、町内イベントにおいて就労系サービス事業所等授産品の販売コーナーを設け、販売を通して障がいのある方とない方の交流を図っています。

サービス の種類	単位	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進事業・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

町内の障がい者団体や障害福祉サービス事業所と連携し、充実した啓発事業を開催するとともに、より多くの人たちが参加してもらえるよう検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援を行います。

サービス の種類	単位	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

障がいのある方やその家族などが行う自主的活動に対して、情報提供などの支援に努めます。（精神障がい者回復者クラブチューリップの会への支援）

(3) 相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など福祉サービスを利用するにあたって必要な支援や日常生活での困りごとなどに関する相談支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

本町では、NPO法人さわやか、社会福祉法人北光福祉会、社会福祉法人湧別町社会福祉協議会、一般社団法人くらしネットLink、NPO法人ポレポレゆうべつの5ヶ所の相談支援事業者があります。

自立支援協議会については、湧別町の障がい者（児）に関わる事業所等が集まり、情報の共有などを行います。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業と合わせ情報提供などの支援を行います。

サービス の種類	単位	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	5	5	5	5
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■サービス見込量の確保のための方策

平成19年4月より指定相談支援事業者等に委託の上で相談支援事業を実施しております。

指定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者などとの連携を図り、障がい者の自立と社会参加を支援するために充実・強化に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を助成することなどにより支援を行います。

サービス の種類	単位	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見人制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保のための方策

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある方の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

■サービス見込量の確保のための方策

関係機関と協議を進め、実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能などの障がいによって意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置人数	0	0	0	0	0	0
手話・要約筆記実使用者数	0	0	0	0	0	0

■サービス見込量の確保のための方策

本町では、現状において手話通訳のニーズがありませんが、利用希望があった場合は北海道が実施する手話通訳者広域派遣事業により手話通訳者の派遣を受けることで対応します。また、今後に向けて、事業の整備について必要に応じて専門的な機関への委託や補助により推進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対して、自立した生活を促進する用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

用具の種類	単位	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	4	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	288	336	348	360	360	360
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	1	1	1	1

○介護・訓練支援用具～特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフトなど

○自立生活支援用具～入浴補助用具・便器・頭部保護帽・杖・特殊便器など

○在宅療養等支援用具～透析液加温器・吸入器・電気式たん吸引器・盲人用体温計など

○情報・意思疎通支援用具～携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・聴覚障害者用情報受信装置など

○排泄管理支援用具～ストマ用装具・紙おむつなど

○居宅生活動作補助用具～手すりの取り付け・段差の解消・便器の取替えなど

■サービス見込量の確保のための方策

日常生活用具を必要とする障がい者等が適切に制度を利用できるよう周知を図り、利用の促進に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進や、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修などを行う事業です。本町においては、実施予定がありません。

■サービス見込量の確保のための方策

研修などの実施について、本町単独だけではなく近隣市町村との共催も含めて検討します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促進します。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	9	6	6	10	10	10
延利用時間(時間/年)	631	500	350	600	700	700

■サービス見込量の確保のための方策

利用者や事業者の意見を踏まえて利用しやすい制度づくりに努めるとともに、制度周知を行い、障がい者等の社会参加や地域生活を送る上で必要な外出に対する支援を積極的に推進します。

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者等に対して、通所により地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などのサービスを提供する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活を支援します。

年度		第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
湧別町内事業所分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	16	11	12	13	13	13
湧別町外事業所分	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	8	12	11	11	11	11

■サービス見込量の確保のための方策

平成18年10月より遠軽町・佐呂間町・湧別町の近隣3町共同で、設置・運営を事業者へ委託した上で実施しており、利用者は遠軽町・湧別町に所在する地域活動支援センターにそれぞれ通所しています。

共同設置している近隣町や運営している事業者と連携しサービスの充実を図り、日中活動の場として社会交流などの機会を提供することにより障がい者等の自立及び社会参加を推進します。

(11) 日中一時支援事業

介護を行う方が日中において障がい者等を監護することが困難な場合に、障がい者等を一時的に預かった上で日中活動の場を提供することにより、介護を行う方の負担軽減を図るとともに就労支援を行います。

年度	第5期計画 実績値			第6期計画 計画値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施箇所数	1	0	0	1	1	1
実利用者数（人/月）	1	0	0	1	1	1

■サービス見込量の確保のための方策

現在、協定を締結している事業所は、湧別福祉会及び近隣町の事業所となっていますが、利用者のニーズに応じた事業拡充を図るため、提供事業所の参入を促進し、充実・強化に努めます。

(12) その他の事業

地域生活支援事業におけるその他の事業について、本町の実情や障がい者等の状況を勘案し、必要に応じて事業の構築や見直しを行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう推進します。

第7章 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本町のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

1. 実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「湧別町障がい者基本計画」と併せて、本町の障害福祉施策の基本計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援、情報提供、療育教育、働く場・活動の場、バリアフリーの推進、権利擁護システムなどの様々な分野にわたっています。

このため、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

2. 進捗管理体制・評価方法

湧別町保健医療福祉協議会障がい者部会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進捗管理・評価を行います。なお、進捗管理・評価結果については、町ホームページにて公表し、透明性を高めます。

■PDCAサイクル



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標・活動などを見直しする

第8章 湧別町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針

湧別町では、障がい者関係各法や湧別町総合計画などに掲げる基本理念に基づき、障がい者等の自主性が尊重され、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ障がい者福祉施策の推進に努めます。

2. 湧別町の障がい者一般施策事業

湧別町では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス以外の事業として、障がい者等を対象とした事業を以下のとおり実施し障がい者福祉事業の充実を図っています。

(1) 介護手当支給事業

65歳未満の寝たきり重度心身障がい者と同居し、3ヶ月以上継続して無報酬で介護を行っている方に対して、介護手当の支給を行っています。

(2) 身体障がい者診断書等助成事業

身体障害者手帳及び補装具費支給を申請する方に対して、申請手続きの際に要した医師による診断書及び意見書作成手数料の助成を行っています。

(3) バス等通院費助成事業

バスによる通院が必要な70歳未満の重度心身障がい者に対して、1人年間72回（腎臓機能障がい者は1人年間300回）を限度に通院に要したバス料金の助成を行っています。

(4) 人工透析患者自家用車通院交通費助成事業

人工透析患者で、自家用車により通院されている方に対して、1人年間150往復を限度に経費の一部の助成を行っています。

(5) ハイヤー通院費助成事業

歩行が困難でハイヤーによる通院が必要な下肢・体幹・視力の重度障がい者に対して、1人年間72回を限度に通院に要したハイヤー料金の助成を行っています。

(6) 障害者通所交通費助成事業

障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターまたは就労継続支援B型事業所に通所する障がい者に対して、通所に要したバス料金の助成を行っています。

(7) 重度心身障がい者医療費助成事業

重度障がい者に対して、医療費負担の軽減を図るため医療費の助成を行っています。

(8) 紙おむつ購入助成事業

常時紙おむつが必要な65歳未満の寝たきり重度心身障がい者などに対して、紙おむつ購入に要した経費の助成を行っています。

(9) 生活応援事業（おむつ用ゴミ袋の支給）

障がいを有するため、おむつを使用している方に対し、一定数量のごみ袋の支給を行っています。

(10) 身体障害者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障がい程度が4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、自動車学校等において免許を取得するために要した経費の一部の助成を、障がい程度が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受け就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆除装置等の一部を改造する必要がある方に対し、その改造に要した経費の一部の助成を、10万円を限度に行っています。

(11) 手話通訳者派遣事業

意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対し、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者の派遣を行っています。

(12) 特定疾患通院交通費助成事業

罹患原因が不明で治療方法が未確立な難病等により特定医療費（指定難病）医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方に対し、通院に要する経費の一部の助成を行っています。

(13) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っています。

(14) 障がい者団体助成事業

湧別町身体障害者福祉協会、精神障がい者回復者クラブチューリップの会が行う自主的な活動に対し必要な経費を助成することにより、障がい者福祉の増進を図っています。

参考資料

新型コロナウイルス感染症の影響により計画に影響が生じた内容

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	P 36	(1) 令和2年度敬老会の開催（生きがいづくりの推進） (2) チューリップ生きがい大学の実施 令和2年度：開催回数10回	(1) 令和2年度敬老会式典中止 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、式典を中止し、敬老祝金の贈呈を持参又は郵送で行った。 (2) チューリップ生きがい大学 令和2年度：中止 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、開催をすべて中止。
	P 37	(1) 健康相談・健康教育の実施（老人クラブ、ふれあいサロン） 老人クラブ（26団体）：各3回予定 ふれあいサロン（4団体）：各2～3回予定 ※ うち1団体は健康相談のみ毎月予定	(1) 健康相談・健康教育の実施（老人クラブ、ふれあいサロン） 令和2年度 健康相談：実施回数 49回 参加延 533人 健康教育：実施回数 48回 参加延 551人 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、一部の開催を中止。（数値は見込み）
	P 38	(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 48回 参加延 1,200人	(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 42回 参加延 980人 ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4・5月の開催を中止。（数値は見込み）
	P 39	(1) 特定健診・がん検診の実施 (2) 健康相談（相談・面談・訪問）の実施 (3) 健康教育（健康測定・講話・実習）の実施	(1) 特定健診・がん検診の実施 新型コロナウイルス感染症防止対策により受診制限を実施 (2) 個別健康相談 新型コロナウイルス感染症防止対策による (3) 集団健康教育 開催回数の減少
	P 21	(1) 重度訪問介護 令和2年度：利用者数 1人 利用時間 20時間/月	(1) 重度訪問介護 令和2年度実績見込：利用者数 0人 利用時間 0時間/月 ※ 事業は利用可能であるが、利用者（家族）が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。
障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	P 35	(1) 移動支援事業 令和2年度：実利用者数 10人	(1) 移動支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 6人 ※ 事業は実施しているが、支給決定者（家族）のうち2人が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
	P 36	(1) 日中一時支援事業 令和2年度：実利用者数 <u>2人/月</u>	(1) 日中一時支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 <u>0人</u> ※ 事業は実施しているが、支給決定者(家族)1人が新型コロナウイルス感染症のリスクを懸念し利用を控えている。(利用を見込んでいた方のうち1人は施設に入所)
食育推進計画	P 21	(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>1回</u> 参加延 <u>689人</u> (2) バランス井 令和2年度：開催回数 <u>12回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 参加延は令和元年度実績 (3) ヘルシースプーン会 1) 総会： <u>1回</u> 参加 <u>6人</u> 2) 講習会： <u>4回</u> 参加 <u>32人</u> 3) 7か月2歳相談での試食提供： <u>9回</u> 参加 <u>12人</u> 4) 元気まつりでの試食提供： <u>1回</u> 参加 <u>8人</u> 5) たんぽぽ広場での試食提供： <u>1回</u> 参加 <u>2人</u> ※ 参加人数は令和元年度実績 (4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの： <u>8回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 令和元年度実績	(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>0回</u> 参加延 <u>0人</u> (2) バランス井 令和2年度：開催回数 <u>5回</u> 参加延 <u>25人</u> (12月現在) ※ 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、4～7月の開催を中止。8月から毎月1回実施している。 (3) ヘルシースプーン会 1) 総会：書面決議 2) 講習会： <u>2回</u> 参加 <u>13人</u> 3) ～5)は新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止。 (4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの： <u>0回</u> 参加延 <u>0人</u> (12月現在) ※ 5月に民間会社の職員を対象とした健康教室を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止対策により中止となった。

※ 地域福祉計画については、計画内容に影響なし